本ひな形は、被災地の地方公共団体が支援制度冊子を効率的に作成・管理できるように、国が公表した制度情報PDFをオープンデータとして公開するものです。（制度冊子により情報の詳細度が違うため、一部情報は重複して情報を掲載しています。）

支援制度の内容は変更されることがありますので、支援制度の詳細は市町村の窓口などでご確認ください。

支援制度冊子（ひな形）

2018年9月11日版

目次

[1. 経済・生活面の支援 7](#_Toc524348735)

[災害弔慰金 7](#_Toc524348736)

[災害障害見舞金 8](#_Toc524348737)

[災害弔慰金、災害障害見舞金の支給（再掲） 10](#_Toc524348738)

[日本財団弔慰金の支給 11](#_Toc524348739)

[被災者生活再建支援制度 12](#_Toc524348740)

[被災者生活再建支援金の支給（再掲） 14](#_Toc524348741)

[災害援護資金 16](#_Toc524348742)

[生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金）） 18](#_Toc524348743)

[生活福祉資金の貸付（再掲） 20](#_Toc524348744)

[母子父子寡婦福祉資金貸付金 22](#_Toc524348745)

[労働保険給付 23](#_Toc524348746)

[年金担保貸付、労災年金担保貸付 25](#_Toc524348747)

[恩給担保貸付 26](#_Toc524348748)

[子ども、妊婦の支援情報 27](#_Toc524348749)

[幼稚園への就園奨励事業 28](#_Toc524348750)

[利用者負担額の減免制度 29](#_Toc524348751)

[児童扶養手当等の特別措置 30](#_Toc524348752)

[教科書等の無償給与（災害救助法） 31](#_Toc524348753)

[特別支援学校等への就学奨励事業 32](#_Toc524348754)

[小・中学生の就学援助措置 33](#_Toc524348755)

[高等学校授業料等減免措置 34](#_Toc524348756)

[大学等授業料等減免措置 35](#_Toc524348757)

[国の教育ローン 36](#_Toc524348758)

[緊急採用奨学金 37](#_Toc524348759)

[奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付 38](#_Toc524348760)

[国税の優遇措置 39](#_Toc524348761)

[地方税の優遇措置 41](#_Toc524348762)

[税に関すること（再掲） 42](#_Toc524348763)

[医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等 44](#_Toc524348764)

[年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 45](#_Toc524348765)

[障害福祉サービス等の利用者負担金の減免 46](#_Toc524348766)

[アフターケア受診・義肢等補装具の購入・修理費用の支給（労災保険関係） 47](#_Toc524348767)

[医療機関の受診、介護サービスの利用 49](#_Toc524348768)

[公共料金の減免措置 50](#_Toc524348769)

[公共料金・使用料等の特別措置 52](#_Toc524348770)

[放送受信料の免除 53](#_Toc524348771)

[被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援 54](#_Toc524348772)

[生活保護 55](#_Toc524348773)

[未払賃金立替払制度 57](#_Toc524348774)

[雇用保険の失業等給付 59](#_Toc524348775)

[職業訓練 60](#_Toc524348776)

[職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給 61](#_Toc524348777)

[雇用保険に関する特別措置及び雇用調整助成 63](#_Toc524348778)

[労働保険料・厚生年金保険料の猶予制度 64](#_Toc524348779)

[弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度 65](#_Toc524348780)

[り災証明書の発行 67](#_Toc524348781)

[運転免許証の更新、再交付 68](#_Toc524348782)

[預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 69](#_Toc524348783)

[金融機関等との取引等に関する相談窓口 70](#_Toc524348784)

[生命保険の契約内容 71](#_Toc524348785)

[損害保険 72](#_Toc524348786)

[車検証の有効期間の伸長 73](#_Toc524348787)

[自動車の廃車手続等 74](#_Toc524348788)

[登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合 75](#_Toc524348789)

[災害ボランティア 76](#_Toc524348790)

[太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口 78](#_Toc524348791)

[2. 住まいの確保・再建のための支援 80](#_Toc524348792)

[災害復興住宅融資（建設） 80](#_Toc524348793)

[災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入） 82](#_Toc524348794)

[災害復興住宅融資（補修） 84](#_Toc524348795)

[被災住宅の応急修理等 86](#_Toc524348796)

[生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費）） 88](#_Toc524348797)

[母子父子寡婦福祉資金の住宅資金 89](#_Toc524348798)

[宅地防災工事資金融資 90](#_Toc524348799)

[地すべり等関連住宅融資 91](#_Toc524348800)

[住宅ローンの返済 94](#_Toc524348801)

[住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 95](#_Toc524348802)

[被災者のための住宅提供 97](#_Toc524348803)

[被災者の住まいの確保 98](#_Toc524348804)

[公営住宅への入居 99](#_Toc524348805)

[特定優良賃貸住宅等への入居 100](#_Toc524348806)

[地域優良賃貸住宅への入居 101](#_Toc524348807)

[被災者のための住宅提供 102](#_Toc524348808)

[被災した家屋の解体 103](#_Toc524348809)

[廃棄物、がれき、土砂の処理 104](#_Toc524348810)

[3. 中小企業・自営業への支援 105](#_Toc524348811)

[雇用保険の基本手当（失業給付）の特例措置 105](#_Toc524348812)

[職場適応訓練費の支給 107](#_Toc524348813)

[中小企業等グループ補助金 109](#_Toc524348814)

[被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」） 111](#_Toc524348815)

[商店街災害復旧等事業 112](#_Toc524348816)

[被災商店街への専門家等の派遣 113](#_Toc524348817)

[石油等製品販売業早期復旧支援事業 115](#_Toc524348818)

[ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業 116](#_Toc524348819)

[雇用調整助成金の特例措置 118](#_Toc524348820)

[株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫による資金貸付 119](#_Toc524348821)

[平成30年７月豪雨特別貸付 120](#_Toc524348822)

[平成30年7月豪雨に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充（西日本豪雨災害マル経） 122](#_Toc524348823)

[天災融資制度 124](#_Toc524348824)

[小規模事業者経営改善資金（マル経融資） 125](#_Toc524348825)

[生活衛生改善貸付 126](#_Toc524348826)

[災害復旧貸付 127](#_Toc524348827)

[高度化事業（災害復旧貸付） 129](#_Toc524348828)

[特例災害時貸付の創設及び災害時貸付の適用要件の緩和 130](#_Toc524348829)

[被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化 132](#_Toc524348830)

[国税に関する申告・納付等の期限の延長 133](#_Toc524348831)

[所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減 134](#_Toc524348832)

[納税の猶予 135](#_Toc524348833)

[労働保険料・厚生年金保険料の猶予制度 136](#_Toc524348834)

[掛金の納付期限の延長等（災害救助法適用地域の共済契約者） 138](#_Toc524348835)

[共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除（災害救助法適用地域の共済契約者） 139](#_Toc524348836)

[セーフティネット保証 140](#_Toc524348837)

[信用保証制度（セーフティネット保証４号）（再掲） 141](#_Toc524348838)

[災害関係保証 143](#_Toc524348839)

[中小企業組合等の役員変更の登記や、決裁関係書類の届出等の期限の延長 144](#_Toc524348840)

[共済金等の請求書類関係の簡略化（災害救助法適用地域の共済契約者） 145](#_Toc524348841)

[補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応 146](#_Toc524348842)

[会社・法人の印鑑カード等を紛失した場合 148](#_Toc524348843)

[中小企業総合展の出展料を免除 149](#_Toc524348844)

[BCP（事業継続計画）の取組支援 151](#_Toc524348845)

[中小企業者を対象とした相談窓口 152](#_Toc524348846)

[4. 農林水産業への支援（自治体支援を含む） 153](#_Toc524348847)

[被災した農業者の方へ 153](#_Toc524348848)

[被災した林業者の方へ 156](#_Toc524348849)

[被災した漁業者の方へ 158](#_Toc524348850)

[果樹農業好循環形成総合対策事業（果樹・茶産地再生支援対策のうち果樹対策）（30年梅雨期豪雨等対応） 159](#_Toc524348851)

[茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業（果樹・茶産地再生支援対策のうち茶への支援対策）（30年梅雨期豪雨等対応） 160](#_Toc524348852)

[粗飼料確保緊急対策事業（30年梅雨期豪雨等対応） 161](#_Toc524348853)

[酪農経営支援総合対策事業（30年梅雨期豪雨等対応） 162](#_Toc524348854)

[肉用牛経営安定対策補完事業（30年梅雨期豪雨等対応） 163](#_Toc524348855)

[畜産・酪農経営安定対策のうち肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）（30年梅雨期豪雨等対応） 164](#_Toc524348856)

[養豚経営安定対策補完事業（30年梅雨期豪雨等対応） 165](#_Toc524348857)

[畜産・酪農経営安定対策のうち養豚経営安定対策事業（豚マルキン）（30年梅雨期豪雨等対応） 166](#_Toc524348858)

[強い農業づくり交付金（30年梅雨期豪雨等対応） 167](#_Toc524348859)

[被災農業者向け経営体育成支援事業（30年梅雨期豪雨等対応） 168](#_Toc524348860)

[被災農業者向け農の雇用事業、農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）（30年梅雨期豪雨等対応） 169](#_Toc524348861)

[農業経営者サポート事業（30年梅雨期豪雨等対応） 170](#_Toc524348862)

[多面的機能支払交付金の活動組織を活用した災害復旧活動支援（30年梅雨期豪雨等対応） 171](#_Toc524348863)

[災害復旧事業（農地・農業用施設等）（30年梅雨期豪雨等対応） 172](#_Toc524348864)

[農業水路等長寿命化・防災減災事業（30年梅雨期豪雨等対応） 173](#_Toc524348865)

[農地耕作条件改善事業（30年梅雨期豪雨等対応） 174](#_Toc524348866)

[鳥獣被害防止総合対策交付金（30年梅雨期豪雨等対応） 176](#_Toc524348867)

[農村地域防災減災事業（30年梅雨期豪雨等対応） 177](#_Toc524348868)

[農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業（30年梅雨期豪雨等対応） 178](#_Toc524348869)

[経営所得安定対策（30年梅雨期豪雨等対応） 179](#_Toc524348870)

[水田活用の直接支払交付金（30年梅雨期豪雨等対応） 180](#_Toc524348871)

[畜産特別支援資金融通事業（30年梅雨期豪雨等対応） 181](#_Toc524348872)

[農林漁業セーフティネット資金（30年梅雨期豪雨等対応） 183](#_Toc524348873)

[農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）（30年梅雨期豪雨等対応） 185](#_Toc524348874)

[経営体育成強化資金（30年梅雨期豪雨等対応） 187](#_Toc524348875)

[農林漁業施設資金（災害復旧）（30年梅雨期豪雨等対応） 189](#_Toc524348876)

[農業基盤整備資金（基盤の復旧）（30年梅雨期豪雨等対応） 191](#_Toc524348877)

[農業近代化資金（30年梅雨期豪雨等対応） 193](#_Toc524348878)

[林業・木材産業成長産業化促進対策（30年梅雨期豪雨等対応） 195](#_Toc524348879)

[森林整備事業（30年梅雨期豪雨等対応） 196](#_Toc524348880)

[林道施設災害復旧事業（30年梅雨期豪雨等対応） 197](#_Toc524348881)

[災害関連緊急治山事業（30年梅雨期豪雨等対応） 198](#_Toc524348882)

[林地崩壊防止事業（30年梅雨期豪雨等対応） 199](#_Toc524348883)

[治山事業（30年梅雨期豪雨等対応） 200](#_Toc524348884)

[治山施設災害復旧事業（30年梅雨期豪雨等対応） 201](#_Toc524348885)

[林業施設整備等利子助成事業（30年梅雨期豪雨等対応） 202](#_Toc524348886)

[漁業経営基盤強化金融支援事業（30年梅雨期豪雨等対応） 204](#_Toc524348887)

[水産多面的機能発揮対策事業（30年梅雨期豪雨等対応） 205](#_Toc524348888)

[災害復旧事業等（30年梅雨期豪雨等対応） 206](#_Toc524348889)

[災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（30年梅雨期豪雨等対応） 207](#_Toc524348890)

[漁業者保証円滑化対策事業（30年梅雨期豪雨等対応） 208](#_Toc524348891)

[農林漁業セーフティネット資金（30年梅雨期豪雨等対応） 209](#_Toc524348892)

[農林漁業施設資金（共同利用施設）（30年梅雨期豪雨等対応） 211](#_Toc524348893)

[農林漁業施設資金（災害復旧）（30年梅雨期豪雨等対応） 212](#_Toc524348894)

[漁業近代化資金（30年梅雨期豪雨等対応） 214](#_Toc524348895)

[5. 安全な地域づくりへの支援 216](#_Toc524348896)

[災害公営住宅の整備 216](#_Toc524348897)

[既設公営住宅の復旧 217](#_Toc524348898)

[市街地再開発事業 218](#_Toc524348899)

[宅地耐震化推進事業 219](#_Toc524348900)

[都市防災総合推進事業 220](#_Toc524348901)

[土地区画整理事業 221](#_Toc524348902)

[街なみ環境整備事業 222](#_Toc524348903)

[住宅市街地基盤整備事業 223](#_Toc524348904)

[住宅市街地総合整備事業 224](#_Toc524348905)

[住宅地区改良事業 225](#_Toc524348906)

[小規模住宅地区等改良事業 226](#_Toc524348907)

[優良建築物等整備事業 227](#_Toc524348908)

[防災集団移転促進事業 228](#_Toc524348909)

[がけ地近接等危険住宅移転事業 229](#_Toc524348910)

[災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 230](#_Toc524348911)

[6. 相談窓口 231](#_Toc524348912)

[事業資金相談ダイヤル 231](#_Toc524348913)

[特別相談窓口での電話相談や窓口相談 232](#_Toc524348914)

[財務状況の改善に関する相談・支援（二重ローンを含む） 233](#_Toc524348915)

[ミラサポ専門家派遣 234](#_Toc524348916)

[被災商店街への専門家等の派遣 236](#_Toc524348917)

[復興支援アドバイザー制度 238](#_Toc524348918)

[金融庁相談ダイヤル（金融機関とのトラブル等） 239](#_Toc524348919)

[下請取引について、親事業者への配慮要請 241](#_Toc524348920)

[型の保管・管理に関してお困りの方 243](#_Toc524348921)

[リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会） 244](#_Toc524348922)

[こころの健康相談 245](#_Toc524348923)

[法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス） 252](#_Toc524348924)

[法律相談等の窓口 253](#_Toc524348925)

[人権相談 255](#_Toc524348926)

[行政苦情１１０番 256](#_Toc524348927)

[よりそいホットライン 257](#_Toc524348928)

[ＮＨＫふれあいセンター 258](#_Toc524348929)

[消費者ホットライン 260](#_Toc524348930)

[消費生活相談窓口 261](#_Toc524348931)

[こころの悩みや健康に関する相談 263](#_Toc524348932)

[子どもの相談窓口 264](#_Toc524348933)

1. 経済・生活面の支援

＜ID＞

001

＜制度の名称＞

# 災害弔慰金

＜支援の種類＞

給付・還付

＜制度の内容＞

●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。

●災害弔慰金の支給額は以下のとおりです。

　・生計維持者が死亡した場合：市町村条例で定める額（５００万円以下）を支給

　・その他の者が死亡した場合：市町村条例で定める額（２５０万円以下）を支給

＜活用できる方＞

●災害により死亡した方のご遺族です。

●支給の範囲・順位

　・１．配偶者、２．子、３．父母、４．孫、５．祖父母

　・上記のいずれも存しない場合には兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る）

※対象となる災害は、自然災害で１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害等です。

＜お問い合わせ＞

市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

002

＜制度の名称＞

# 災害障害見舞金

＜支援の種類＞

給付・還付

＜制度の内容＞

●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。

●災害障害見舞金の支給額は以下のとおりです。

　・生計維持者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（２５０万円以下）を支給

　・その他の者が重度の障害を受けた場合：市町村条例で定める額（１２５万円以下）を支給

＜活用できる方＞

●災害により以下のような重い障害を受けた方です。

　１．両眼が失明した人

　２．咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人

　３．神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人

　４．胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人

　５．両上肢をひじ関節以上で失った人

　６．両上肢の用を全廃した人

　７．両下肢をひざ関節以上で失った人

　８．両下肢の用を全廃した人

　９．精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人

※対象となる災害は、自然災害で１市町村において住居が５世帯以上滅失した災害等です。

＜お問い合わせ＞

市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

224

＜制度の名称＞

# 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給（再掲）

＜支援の種類＞

給付・還付

＜制度の内容＞

[ID「001災害弔慰金」,「002災害障害見舞金の支給」の再掲]

●今回の災害でお亡くなりになられた場合に災害弔慰金が、災害による負傷、疾病で著しい障害が生じた場合に災害見舞金が、以下のとおり支給されます。

・生計維持者がお亡くなりになられた場合 500万円

・生計維持者以外がお亡くなりになられた場合 250万円

・生計維持者が重度の障害を受けられた場合 250万円

・生計維持者以外が重度の障害を受けられた場合 125万円

※詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

＜活用できる方＞

被災者の方

＜お問い合わせ＞

市町村

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

225

＜制度の名称＞

# 日本財団弔慰金の支給

＜支援の種類＞

給付・還付

＜制度の内容＞

●今回の災害で亡くなられた方のご遺族を対象に、日本財団が弔慰金を支給しています。

受付期間：平成30年7月24日～9月28日（金）

金額：亡くなられた方お一人につき10万円

申請できる方：Ｈ30年7月豪雨で死亡された方（関連死含む）のご遺族（3親等以内）

＜活用できる方＞

災害で亡くなられた方のご遺族

＜お問い合わせ＞

日本財団経営企画部弔慰金担当（03-6229-5282）

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

003

＜制度の名称＞

# 被災者生活再建支援制度

＜支援の種類＞

給付・還付

＜制度の内容＞

●災害により居住する住居が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。

●支給額は、書きの２つの支援金の合計額になります。

（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額が３／４になります。）

　■住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

　　・全壊等の場合：１００万円

　　・大規模半壊の場合：５０万円

　■住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

　　・建設、購入：２００万円

　　・補修：１００万円

　　・賃借（公営住宅を除く）：５０万円

　　※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合

は合計で２００（又は１００）万円。

●支援金の使途は限定されませんので、何にでもお使いいただけます。

詳しくは、内閣府の防災情報のページ

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html>

「被災者生活再建支援法の概要」を参照してください。

＜活用できる方＞

●災害により以下のような重い障害を受けた方です。

　住宅が自然災害（地震、津波、液状化等の地盤被害等）により全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。

　（※）下記の世帯を含みます。

　　■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯

　　■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯（長期避難世帯）

●被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、他人に貸している物件などは対象になりません。

※対象となる災害は、自然災害で１市町村において住居が１０世帯以上全壊した災害等です。

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html>

＜ID＞

223

＜制度の名称＞

# 被災者生活再建支援金の支給（再掲）

＜支援の種類＞

給付・還付

＜制度の内容＞

［ID｢003被災者生活再建支援制度｣の再掲］

●今回の災害で、生活再建支援法の適用を受けた地域で住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体したなど以下のような場合において、生活再建のための支援金が支給されます。

また、対象となる世帯は、以下のとおりです。

①住宅が全壊した世帯

②住宅が半壊、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯

③災害による危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯

④住宅が大規模半壊した世帯

●支援金は、住宅の被害の程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金とがあります。基礎支援金は災害発生日から13月以内、加算支援金は災害発生日から37月以内が申請期間となっています。

【基礎支援金】

「住宅の被害の程度」

・全壊、解体、長期避難(上記①、②、③)

　　　二人以上の世帯：100万円

　　　一人世帯：75万円

・大規模半壊（上記④）

二人以上の世帯：50万円

一人世帯：37.5万円

【加算支援金】

「住宅再建の方法」

・建設・購入

　　　二人以上の世帯：200万円

　　　一人世帯：150万円

・補修

　　　二人以上の世帯：100万円

　　　一人世帯：75万円

・賃貸

　　　二人以上の世帯：50万円

　　　一人世帯：37.5万円

＜活用できる方＞

被災者の方

＜お問い合わせ＞

各市町村

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

004

＜制度の名称＞

# 災害援護資金

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。

【貸付限度額】

　①世帯主に１か月以上の負傷がある場合

　　ア：当該負傷のみ：１５０万円

　　イ：家財の３分の１以上の損害：２５０万円

　　ウ：住居の半壊：２７０万円

　　エ：住居の全壊：３５０万円

　②世帯主に１か月以上の負傷がない場合

　　ア：家財の３分の１以上の損害：１５０万円

　　イ：住居の半壊：１７０万円

　　ウ：住居の全壊（エの場合を除く）：２５０万円

　　エ：住居の全体の滅失又は流失：３５０万円

【貸付利率】

　年３％（措置期間中は無利子）

【据置期間】

　３年以内（特別の場合５年）

【償還期間】

　１０年以内（措置期間を含む）

＜活用できる方＞

●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。

　１．世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね１か月以上

　２．家財の１／３以上の損害

　３．住居の半壊又は全壊・流出

●所得制限があります。「市町村民税における前年の総所得金額」が、下記の額以下の場合が対象です。

　１．世帯人員が１人の場合：２２０万円

　２．世帯人員が２人の場合：４３０万円

　３．世帯人員が３人の場合：６２０万円

　４．世帯人員が４人の場合：７３０万円

　５．世帯人員が５人以上の場合：１人増すごとに７３０万円に３０万円を加えた額。ただし、住居が滅失した場合は１，２７０万円とします。

※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適用された市町村が１以上ある場合などの災害です。

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

005

＜制度の名称＞

# 生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金））

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることために必要な経費を貸し付けるものです。

●生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要となる費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付があります。それぞれの貸付限度額等は次のとおりです。

　■緊急小口資金

　　・貸付限度額：１０万円以内

　　・貸与利率：無利子

　　・措置期間：貸付けの日から２月以内

　　・償還期間：措置期間経過後１２月以内

　■福祉費（災害援護資金）

　　・貸付限度額：１５０万円（目安）

　　・貸与利率：連帯保証人を立てた場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年１．５％

　　・措置期間：貸付けの日から６月以内

　　・償還期間：措置期間経過後７年以内（目安）

●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。

●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。

＜活用できる方＞

●低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯

●災害援護資金については、災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外

＜お問い合わせ＞

都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

227

＜制度の名称＞

# 生活福祉資金の貸付（再掲）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

［ID「005生活福祉資金制度による貸付（緊急小口資金・福祉費（災害援護資金））」の再掲］

【緊急小口資金】

●平成30年7月豪雨で被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯に対し、生活福祉資金の特例貸付が行われます。原則として、一世帯につき一回限り10万円（一定の要件を満たす場合には20万円）以内とされています。

据置期間は貸付の日から１年以内、償還期限は、その後２年以内とされています。また、無利子です。

【住宅補修費・災害援護費】

●低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金(250万円以内)や災害により臨時に必要な経費(150万円以内)の貸付が行われます。

償還期限は、据置期間(6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。

＜活用できる方＞

【緊急小口資金】

平成30年7月豪雨で被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯

【住宅補修費・災害援護費】

低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯

＜お問い合わせ＞

市町村社会福祉協議会

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

006

＜制度の名称＞

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●母子父子寡婦福祉資金貸付金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。

●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。

＜活用できる方＞

●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）

　１．母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方）

　２．母子・父子福祉団体（法人）

　３．父母のいない児童（２０歳未満）

●父子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）

　１．父子家庭の母（配偶者のない男子で現に児童を扶養している方）

　２．母子・父子福祉団体（法人）

　３．父母のいない児童（２０歳未満）

●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）

　１．寡婦（かつて母子家庭の母であった方）

　２．４０歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方

＜お問い合わせ＞

都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

229

＜制度の名称＞

# 労働保険給付

＜支援の種類＞

給付・還付

＜制度の内容＞

●事業場に雇用される労働者が「仕事中」や「通勤途中」に負傷された場合、労災保険給付が受けられます。

●所属事業場が倒壊するなど、労災保険給付請求書等に事業主の証明を受けることが困難な場合には、当面の間、請求書等に事業主の証明がなくとも労働基準監督署で受け付けます。

●大雨の被害に伴う事業主・労働者等からの労働関係各種相談に対応するため、労働基準監督署に特別相談窓口を開設しています。

【対象】

・事業主：労働者の労務整理に関する相談

復旧工事の計画等、健康・安全に関する相談

総合労働相談

・労働者：給料の未払、休業等に関する相談

労災補償給付等に関する相談

総合労働相談

＜活用できる方＞

事業場に雇用される労働者

＜お問い合わせ＞

・労働局労働基準部労災補償課

・労働基準監督署

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

007

＜制度の名称＞

# 年金担保貸付、労災年金担保貸付

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●国民年金、厚生年金保険、労災年金を担保に、保健・医療や住宅改修資金などを融資するものです。

●貸付限度額等は次のとおりです。

　【貸付限度額】

　　次のうち最も低い額

　　・年金額の０．８倍以内

　　・各支払期の返済額の１５倍以内（原則２年半で返済できる額）

　　・２００万円以内（一部の使途は８０万円以内）

　【対象経費】

　　保健・医療や住宅改修資金など

　【保証人等】

　　年金証書を預けるとともに、信用保証制度の加入または１名以上の連帯保証人が必要

※金利については独立行政法人福祉医療機構ホームページ

（http://hp.wam.go.jp/guide/nenkin/tabid/249/Default.aspx）

又は下記の問い合わせ先にご確認ください。

＜活用できる方＞

●年金受給者の方が対象です。

＜お問い合わせ＞

独立行政法人福祉医療機構　電話０３－３４３８－０２２４（厚生年金、労災年金等）

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

008

＜制度の名称＞

# 恩給担保貸付

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●恩給等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。

●貸付限度額等は次のとおりです。

　【貸付限度額】

　　・恩給：２５０万円以内、ただし恩給の年額の３年分以内

　　・共済年金：２５０万円以内、ただし共済年金の年額の２．２年分以内（生活費は１００万円以内）

　【対象経費】

　　住宅などの資金や事業資金

　【保証人等】

　　恩給等の証書を預けることが必要

※１金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。

※２共済年金による融資の貸付限度額は、年額の1年分以内になるまで毎年0.2年分ずつ段階的に引き下げを行います。

＜活用できる方＞

●恩給等の受給者の方が対象です。

＜お問い合わせ＞

株式会社日本政策金融公庫　各支店にお問い合わせください  
沖縄振興開発金融公庫　　　電話０９８－９４１－１７９８（沖縄に住所を有する方）

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

218

＜制度の名称＞

# 子ども、妊婦の支援情報

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●国立成育医療研究センターは、「被災地の避難所等で生活をする赤ちゃんのためのQ&A（ご家族向け）」や「避難している妊産婦、乳幼児の支援のポイント」など、子どもの体調の変化や乳児への注意点といった避難生活に必要な情報を項目ごとにまとめた「緊急時のための成育医療情報ポータルサイト」を開設しています。

詳しくは、国立成育医療研究センターの下記ポータルサイトをご覧ください。

ＵＲＬ：https://www.ncchd.go.jp/news/2018/portal/disaster.html

＜活用できる方＞

子ども、妊婦のご家族

＜お問い合わせ＞

国立成育医療研究センター（TEL03-3416-0181）

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

009

＜制度の名称＞

# 幼稚園への就園奨励事業

＜支援の種類＞

減免・猶予（延長・金利の引き下げを含む）

＜制度の内容＞

●保護者の所得状況に応じて、幼稚園の入園料・保育料を軽減します。

＜活用できる方＞

●幼稚園に通う園児の保護者（避難をされている方も、この制度を活用することができます。）

＜お問い合わせ＞

市町村、幼稚園

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

□その他

＜ID＞

231

＜制度の名称＞

# 利用者負担額の減免制度

＜支援の種類＞

減免・猶予

＜制度の内容＞

●今回の豪雨災害で被災された方を対象として、保育園、認定こども園、幼稚園等の利用者負担額を減免できる制度があります。

＜活用できる方＞

被災者の方

＜お問い合わせ＞

市町村

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

017

＜制度の名称＞

# 児童扶養手当等の特別措置

＜支援の種類＞

給付・還付

＜制度の内容＞

●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。

＜活用できる方＞

●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯

＜お問い合わせ＞

市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

010

＜制度の名称＞

# 教科書等の無償給与（災害救助法）

＜支援の種類＞

現物支給・現物貸与

＜制度の内容＞

●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。

＜活用できる方＞

●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。

＜お問い合わせ＞

都道府県、災害救助法が適用された市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

011

＜制度の名称＞

# 特別支援学校等への就学奨励事業

＜支援の種類＞

給付・還付、現物支給・現物貸与

＜制度の内容＞

●被災により、特別支援学校等への就学支援が必要となった幼児、児童又は生徒の保護者を対象に通学費、学用品等を援助します。

＜活用できる方＞

●被災により新たに特別支援教育就学奨励費事業の対象となった世帯及び支弁区分が変更となった世帯

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村、学校

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

012

＜制度の名称＞

# 小・中学生の就学援助措置

＜支援の種類＞

給付・還付

＜制度の内容＞

●被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、就学に必要な学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、学校給食費等を援助します。

＜活用できる方＞

●被災により、就学が困難となった児童・生徒の保護者。なお、避難をされている方も、この制度を活用することができます。

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村、学校

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

013

＜制度の名称＞

# 高等学校授業料等減免措置

＜支援の種類＞

減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）

＜制度の内容＞

●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。

＜活用できる方＞

●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村、学校

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

014

＜制度の名称＞

# 大学等授業料等減免措置

＜支援の種類＞

減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）

＜制度の内容＞

●災害により、家計が急変した等の理由により授業料等の納付が困難な学生を対象に、各学校（大学、短期大学、大学院、高等専門学校）において授業料等の減額、免除を行います。

※具体的な基準や減免額などは、学校ごとに異なります。

＜活用できる方＞

●各大学等において、減免等を必要とすると認める方が対象です。

＜お問い合わせ＞

在籍する各学校（授業料担当窓口）

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

015

＜制度の名称＞

# 国の教育ローン

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●入学資金・在学資金等の教育資金を融資するものです。

●貸付限度額等は次のとおりです。

　【貸付限度額】

　　学生・生徒１人あたり350万円以内

　【対象経費】

　　学校納付金、受験にかかった費用、教科書代、定期代、下宿代等

　【保証人等】

　　（公財）教育資金融資保証基金または連帯保証人（学生・生徒の４親等以内の親族（学生・生徒の配偶者は除く）に限る）が必要

※金利については株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。

＜活用できる方＞

●世帯の年収（所得）に関する上限額の設定（所得制限）あり

＜お問い合わせ＞

株式会社日本政策金融公庫　教育ローンコールセンター　電話０５７０－００８６５６  
沖縄振興開発金融公庫　電話０９８－９４１－１７９８（沖縄に住所を有する方）

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

016

＜制度の名称＞

# 緊急採用奨学金

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●災害等により、家計が急変した学生・生徒に対して、緊急採用奨学金の貸与を実施します。

＜活用できる方＞

●大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校（専門課程）の学生・生徒

＜お問い合わせ＞

在籍する各学校（奨学金担当窓口）

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

216

＜制度の名称＞

# 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO支援金の受付

＜支援の種類＞

貸付（融資）、減免・猶予

＜制度の内容＞

●独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、①災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、②奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出を受け付けています。緊急採用奨学金については、在学している学校を通じて申し込む必要があります。また、奨学金返還の減額返還・返還期限猶予は、「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を同機構に提出する必要があります。

●学生本人が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方に対してJASSO支援金（10 万円（返還不要））の申請受付をしています。在学している学校を通じて申し込む必要があ ります。

●市町村独自の奨学金制度がある場合、返済の免除等を行っている場合もあります。詳しくは、該当の市町村にお問合せください。

＜活用できる方＞

災害救助法適用地域の世帯の学生

＜お問い合わせ＞

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

019

＜制度の名称＞

# 国税の優遇措置

＜支援の種類＞

減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）

＜制度の内容＞

●申告などの期限の延長

　災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできない場合、その理由のやんだ日から２か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、地域指定による場合と個別指定による場合とがあります。

●納税の猶予

　災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、納税の猶予を受けることができます。

●予定納税の減額

　所得税の予定納税をされる方が災害により損失を受けた場合、税務署長に申請をすることにより、災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、減額を受けることができます。

●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予など

　災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）をすることにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けることができます。

●所得税の軽減

　災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、１．所得税法に定める雑損控除の方法、２．災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

＜活用できる方＞

●申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。

●納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね１/５以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。

●予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受け、その年の税額が前年より減少することが見込まれる方が対象です。

●給与所得者の源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の１/２以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。

●雑損控除については、災害により生活に通常必要な資産に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の１/２以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。

＜お問い合わせ＞

税務署

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

018

＜制度の名称＞

# 地方税の優遇措置

＜支援の種類＞

減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）

＜制度の内容＞

●地方税の減免

　災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税 (個人住民税、固定資産税、自動車税など)について、一部軽減又は免除を受けることができます。

●徴収の猶予

　災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。

●期限の延長

　災害により申告・納付等を期限までにできない方は、その期限が延長されます。これには、都道府県・市町村が条例で一律に期限を延長している場合と都道府県・市町村への申請により延長が認められる場合があります。一律に期限を延長している場合には手続きは必要ありません。詳しくは、お住まいの都道府県・市町村にお問い合わせください。

＜活用できる方＞

●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村(税務課など)

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

221

＜制度の名称＞

# 税に関すること（再掲）

＜支援の種類＞

減免・猶予

＜制度の内容＞

［ID「018地方税の優遇措置」「019国税の優遇措置」の再掲］

【国税の特別措置】

●国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。

●災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

【県税の特別措置】

●災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産所得税、自動車税、自動車取得税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。

【市町村税の特別措置】

●災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険税(料)、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。

＜活用できる方＞

被災者

＜お問い合わせ＞

【国税の特別措置】

最寄りの税務署

【県税の特別措置】

最寄りの県民局

【市町村税の特別措置】

市町村の窓口

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

020

＜制度の名称＞

# 医療保険、介護保険の保険料・窓口負担の減免措置等

＜支援の種類＞

減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）

＜制度の内容＞

●医療保険、介護保険の保険料・窓口負担について、減免措置等が講じられます。

　【国民健康保険及び後期高齢者医療制度の保険料及び窓口負担の減免・支払猶予】

　　国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者について、保険料及び窓口負担の減免・支払猶予措置が講じられる場合があります。

　【健康保険等の被保険者等の窓口負担の減免】

　　健康保険等の被保険者等について、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。

　【介護保険料及び窓口負担の減免】

　　介護保険料の減免・支払猶予措置や、窓口負担の減免措置が講じられる場合があります。

＜活用できる方＞

●災害等による収入の減少などの特別な理由により、保険料・窓口負担の支払いが困難と認められる方。

●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。

＜お問い合わせ＞

健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険）、国保組合、共済組合などの各医療保険者・介護保険者の窓口

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

212

＜制度の名称＞

# 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合

＜支援の種類＞

減免・猶予

＜制度の内容＞

●年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。

●国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時 の保険料が免除されます。 また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。

＜活用できる方＞

被災者

＜お問い合わせ＞

詳しくは、年金ダイヤル（0570-051-165）[月曜 8:30～19：00、その他平日 8:30～17：15、 第2土曜日 9:30～16:00]又は最寄りの年金事務所（国民年金課等）[平日８時30分から 17時15分]にお問い合わせください。

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

021

＜制度の名称＞

# 障害福祉サービス等の利用者負担金の減免

＜支援の種類＞

減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）

＜制度の内容＞

●災害等による収入の減少などの特別な理由により、障害福祉サービス等に要する費用を負担することが困難である方に対し、利用者負担額の減免が講じられることがあります。

＜活用できる方＞

●対象者については、都道府県、市町村が定めることになります。

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村の障害福祉担当窓口

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

305

＜制度の名称＞

# アフターケア受診・義肢等補装具の購入・修理費用の支給（労災保険関係）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●平成30年７月豪雨による災害により被災されたアフターケア健康管理手帳をお持ちの方、義肢等補装具等を使用されている方及び義肢等補装具費を請求される方のアフターケア及び義肢等補装具費等についての取扱いは以下のとおりとなります。

「アフターケア」

「アフターケア」とは、仕事や通勤によるケガや病気で療養されている方が、そのケガや病気が治った後も、再発や後遺障害に伴う新たな病気を防ぐための診察等を受診することができる制度です。

健康管理手帳を実施医療機関に提示できない場合には、氏名、生年月日及び対象傷病名をお伝えいただければ、アフターケアを受診することができます。

アフターケアを受けていた実施医療機関が患者受け入れ不可となっている場合や避難先でアフターケア実施医療機関が不明な場合には、最寄りの実施医療機関をご案内いたします。

アフターケア健康管理手帳をなくした場合などは、健康管理手帳を再交付することができます。

「義肢等補装具費」

平成30年７月豪雨による災害により義肢等補装具が、き損・亡失・修理不能となった場合には、修理費用又は購入費用を支給することができます。

平成30年７月豪雨による災害により購入・修理費用請求書に添付する採型指導の証明書が得られない場合には、この証明書の添付は不要です。なお、証明書が提出できない理由を都道府県労働局の担当者にお伝えください。

上記についての不明点及びその他の社会復帰促進等事業の取扱いについては、 都道府県労働局労災補償課あてにご照会ください。

＜活用できる方＞

被災者

＜お問い合わせ＞

都道府県労働局労災補償課

＜情報元＞

官邸「平成30年7月豪雨で被災された皆さまへ「いつもの生活を取りもどすための

お役立ち情報」平成30年8月14日（情報取得）」

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ooame201807/info.html#support\_pack

＜ID＞

210

＜制度の名称＞

# 医療機関の受診、介護サービスの利用

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●被災により被保険者証等を紛失、家に置いたまま避難している等、医療機関に提示でき ない場合には、医療機関の窓口で氏名、生年月日、連絡先、住所等を申し立てすること により保険診療で受診することができます。詳しくは、保険者(健保は協会けんぽ、国保・ 介護保険は市町村)、各医療機関・介護事業所にお問い合わせください。

●災害救助法の適用市町村の住民の方で、適用市町村の国民健康保険・介護保険、適 用市町村が所在する府県の後期高齢者医療、協会けんぽに加入している場合、次の➀ ～➄のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります（平成30年10月末まで）。

＜活用できる方＞

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方

※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方

③主たる生計維持者の行方が不明である方

④主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

＜お問い合わせ＞

詳しくは、保険者(健保は協会けんぽ、国保は市町村)、各医療機関にお問い合わせください。

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

222

＜制度の名称＞

# 公共料金の減免措置

＜支援の種類＞

減免・猶予

＜制度の内容＞

●電気、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

●上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。

●各電話会社において、災害救助法の適用区域の被災者に対し電話料金の支払い期限の延長（1か月程度）等の支援措置を実施しています。

●ＮＨＫでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、平成30年7月から12月分までの受信料が免除になります。

●中国電力では、災害救助法適用市町村及び隣接地域において、電気料金の支払期日の延長、家屋再建のための工事費負担金の免除、使用不能設備の基本料金の免除等を実施しています。

＜活用できる方＞

被災者の方

＜お問い合わせ＞

【上下水道】

上下水道の事業者（市町村）

【電話】

「ＮＴＴ西日本」

料金問合せ受付：116、0800-2000-116

「ＮＴＴドコモ」

・ドコモ携帯電話から：（局番なし）151（通話料無料）

　・一般電話などから：0120-800-000（通話料無料）

「ａｕ」

・ａｕ携帯電話から：（局番なし）157（通話料無料）

・一般電話などから：0077-7-111（通話料無料）

「ソフトバンク」

・ソフトバンク携帯電話から：（局番なし）157（通話料無料）

・一般電話などから：0800-919-0157（通話料無料）

【ＮＨＫ】

ＮＨＫ（0570-077-077　9:00～20:00　ご利用になれない場合050-3786-5003（有料））

【中国電力】

中国電力セールスセンター

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

022

＜制度の名称＞

# 公共料金・使用料等の特別措置

＜支援の種類＞

減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）

＜制度の内容＞

●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。

●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。

＜活用できる方＞

●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることになります。

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村の障害福祉担当窓口

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

023

＜制度の名称＞

# 放送受信料の免除

＜支援の種類＞

減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）

＜制度の内容＞

●災害により被害を受けた受信契約者の放送受信料が一定期間免除されることがあります。

　http://pid.nhk.or.jp/jushinryo/exemption\_1.html

＜活用できる方＞

●受信契約の住所の建物が、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた方。

＜お問い合わせ＞

日本放送協会  
0570－077－077(ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ)  
利用できない場合は  
０５０－３７８６－５００３

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

024

＜制度の名称＞

# 被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援

＜支援の種類＞

減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）、サービス

＜制度の内容＞

●住宅ローンを借りている個人の方や、事業に必要な資金を借りている個人事業主の方で、自然災害（注）の影響によって災害前の借入の返済が困難となった方は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用することにより、破産手続などの法的な手続によらず、債務の免除等を受けられます。

（注）平成27年9月2日以降に災害救助法の適用を受けた自然災害

●ガイドラインによる債務整理のメリットは次のとおりです。

　・財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができます。

　・破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことは、個人信用情報として登録されないめ、その後の新たな借入れに影響が及びません。

　・国の補助により弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができます。

＜活用できる方＞

●自然災害の影響によって、災害前の住宅ローンや事業性ローン等の借入を弁済することができないまたは近い将来において弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者が対象になります。

＜お問い合わせ＞

ローンの借入先にお問い合わせください。

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

025

＜制度の名称＞

# 生活保護

＜支援の種類＞

給付・還付、現物支給・現物貸与

＜制度の内容＞

●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。

●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。

●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。

●保護の基準は、厚生労働大臣が設定します。

　生活扶助学の例（※平成２８年４月～）

　【３人世帯（３３歳、２９歳、４歳）】

　　・１６０,１１０円（東京都区部）

　　・１３１,６４０円（地方郡部等）

　【高齢者単身世帯（６８歳）】

　　・８０,８７０円（東京都区部）

　　・６５,５６０円（地方郡部等）

　【高齢者夫婦世帯（６８歳、６５歳）】

　　・１２０,７３０円（東京都区部）

　　・９７,８６０円（地方郡部等）

　【母子世帯（３０歳、４歳、２歳）】

　　・１８９,４１０円（東京都区部）

　　・１５９,９００円（地方郡部等）

＜活用できる方＞

●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

026

＜制度の名称＞

# 未払賃金立替払制度

＜支援の種類＞

立替（債権者向け・債務者向け）

＜制度の内容＞

●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康安全機構が事業主に代わって支払います。

●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の６カ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が２万円未満の場合も対象とはなりません。

●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。

＜活用できる方＞

●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。

（１）使用者が

　１．労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと

　２．１年以上事業活動を行っていたこと

　３．ア．法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと

この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。

　　　イ．事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと

この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。

（２）労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の６か月前の日から２年の間に退職した者であること

＜お問い合わせ＞

●労働基準監督署

（所在地ご案内<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>）

●独立行政法人労働者健康安全機構　未払賃金立替払相談コーナー

電話０４４－４３１－８６６３

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

027

＜制度の名称＞

# 雇用保険の失業等給付

＜支援の種類＞

給付・還付

＜制度の内容＞

●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。

●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職又は休業を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。

＜活用できる方＞

●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。

●激甚災害法の適用を受ける地域に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することになったため、休業を余儀なくされた方が対象です。

＜お問い合わせ＞

公共職業安定所

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

028

＜制度の名称＞

# 職業訓練

＜支援の種類＞

給付・還付、サービス

＜制度の内容＞

●災害により離職した者が、再就職のための技能や知識を身につける必要がある場合、無料で職業訓練が受けられます。

●また、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付費が支給される制度もあります。

＜活用できる方＞

●災害により離職した者が、再就職のために職業訓練を受けて技能や知識を身につけることが必要、その職業を受けるために必要な能力等を有するなどの要件を満たして、公共職業安定所長の受講あっせんを受けた者が対象です。

＜お問い合わせ＞

公共職業安定所

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

029

＜制度の名称＞

# 職業転換給付金（広域求職活動費、移転費、訓練手当）の支給

＜支援の種類＞

給付・還付

＜制度の内容＞

●就職が困難な失業者などの再就職の促進を図るため、ハローワークの紹介により広域に渡る求職活動を行う場合や、就職または公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合にその費用の一部が支給されます。

また、訓練を行っている期間については訓練手当が支給されます。

　【広域求職活動費】

　ハローワークを通じて広域の求職活動を行う場合に広域求職活動費（交通費実費、宿泊料）を支給。

　【移転費】

　就職又は公共職業訓練を受講するために住所を移転する場合に、移転費（交通費実費、移転料、着後手当）を支給。

　【訓練手当】

　ハローワークの所長の指示により職業訓練を受講する場合に訓練手当を支給。

　・基本手当　日額3,530円～4,310円

　・受講手当　日額500円（４０日を限度）

　・適所手当　月額42,500円まで

　・寄宿手当　月額10,700円

　※その他、就職が困難な失業者等を作業環境に適応させる職場適応訓練を実施した事業主に対して職場適応訓練費が支給される。

＜活用できる方＞

●激甚な災害を受けた地域において就業していて災害により離職を余儀なくされた方など。

＜お問い合わせ＞

公共職業安定所又は都道府県労働局、都道府県

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

202

＜制度の名称＞

# 雇用保険に関する特別措置及び雇用調整助成

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●災害救助法の適用を受けた市町において被災した事業所に雇用されている方、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特別措置が実施されています。

●災害により事業所が休止・廃止し、一時的に離職された方については、失業給付を受給できます（一定の要件があります）。

●災害に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者の休業についての手当てを支払う場合、雇用調整助成金が利用できます。

＜活用できる方＞

被災者の方、事業者の方

＜お問い合わせ＞

失業給付

詳しくは、最寄りのハローワークまたは地域の労働局にお問合せください。

雇用調整助成金

詳しくは、地域の労働局又は事業所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

233

＜制度の名称＞

# 労働保険料・厚生年金保険料の猶予制度

＜支援の種類＞

減免・猶予

＜制度の内容＞

【労働保険】

●今回の災害により被害を受け、事業財産に相当の損失（おおむね20％以上）を受けた事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として１年以内の期間猶予されます。

【厚生年金保険料】

●災害等の影響により、保険料の納付が困難な場合は、申請により、納付の猶予を受けることができる場合があります。

＜活用できる方＞

【労働保険】

事業財産に相当の損失（おおむね20％以上）を受けた事業場の事業主のみなさま

【厚生年金保険料】

保険料の納付が困難な方

＜お問い合わせ＞

【労働保険】

労働局労働保険徴収室又は最寄りの労働基準監督署

【厚生年金保険料】

日本年金機構被災者専用フリーダイヤル（0120-010-551）又はお近くの年金事務所

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

031

＜制度の名称＞

# 弁護士費用の立替等に係る民事法律扶助制度

＜支援の種類＞

サービス、立替（債権者向け・債務者向け）

＜制度の内容＞

日本司法支援センター（法テラス）では、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、次の援助を行います。

●弁護士又は司法書士による無料法律相談（「法律相談援助」）

●裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続又はそれに先立つ示談交渉等における弁護士又は司法書士費用（着手金・実費等）の立替え（「代理援助」）

●裁判所に提出する書類の作成における司法書士又は弁護士費用（報酬・実費等）の立替え（「書類作成援助」）

＜活用できる方＞

次の要件を満たしている場合に援助を受けることができます。

※法律相談援助の場合は（１）と（３）、代理援助と書類作成援助の場合は（１）から（３）のいずれも満たす必要があります。

（１）資力が一定額以下であること

　夫婦間の紛争の場合を除き、原則として、配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。

　①月収が一定額以下であること

　　単身者 182,000円以下（200,200円以下）

　　２人家族 251,000円以下（276,100円以下）

　　３人家族 272,000円以下（299,200円以下）

　　４人家族 299,000円以下（328,900円以下）

　　※（ ）内は、東京、大阪などの大都市の基準です。

　　※５人家族以上は、１人増につき30,000円（33,000円）が加算されます。

　　※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

　　※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度内でその全額が加算されます（東京都特別区については、別途定めあり。）。

　　単身者／41,000円 ２人家族／53,000円

　　3人家族／66,000円 ４人家族以上／71,000円

　②保有資産が一定額以下であること

　現金、預貯金、有価証券、不動産（自宅と係争物件を除く）などの保有資産の価値を合計して（法律相談援助の場合は、現金と預貯金のみの合計）、次の基準を満たす必要があります。

　　単身者／180万円以下 ２人家族／250万円以下

　　3人家族／270万円以下 ４人家族／300万円以下

　※３か月以内に医療費、教育費などの出費がある場合は控除されます。

（２）勝訴の見込みがないとはいえないこと

　和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものなども含みます。

（３）民事法律扶助の趣旨に適すること

　報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または権利濫用的な訴訟の場合などは援助できません。

＜お問い合わせ＞

●法テラス・サポートダイヤルについては、０５７０－０７８３７４

●法テラス各地方事務所については、法テラス・ホームページ

（<http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html>） をご覧ください。

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

201

＜制度の名称＞

# り災証明書の発行

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●「り災証明書」は、住宅等の建物が被害にあったことを証明するもので、生活再建支援金・各種融資の申請、税金の減免などに必要となる場合があります。

(発行には、本人確認書類、被災状況が分かる写真等が必要です。)

＜活用できる方＞

被災者の方

＜お問い合わせ＞

各市町村における「り災証明」の相談窓口

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

205

＜制度の名称＞

# 運転免許証の更新、再交付

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合は再交付ができます。被災された方は運転免許証の再交付が無料でできます。

＜活用できる方＞

災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した方

＜お問い合わせ＞

下記、情報源を参照してください。

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

206

＜制度の名称＞

# 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しを行っています。

＜活用できる方＞

通帳、保険証書や印鑑を紛失した方

＜お問い合わせ＞

・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口

・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル0120-108-420

・金融庁相談ダイヤル ナビダイヤル0570-016-811（IP電話からは03-5251-6811）

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

235

＜制度の名称＞

# 金融機関等との取引等に関する相談窓口

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●金融庁では、平成30年7月豪雨発生に際し、被災者等からの各種金融機関の窓口のお問合せや金融機関等とのお取引に関するご相談等への対応のため、「平成30年7月豪雨金融庁相談ダイヤル」を開設しています。

＜活用できる方＞

被災者の方

＜お問い合わせ＞

平成30年7月豪雨金融庁相談ダイヤル

【受付時間】平日10:00～17:00（電話での受付）

※ファックス、メールは24時間受付。

【電話番号】０１２０－１５６８１１（フリーダイヤル）

※ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１３

【ＦＡＸ受付】０３－３５０６－６６９９

【メール受付】saigai@fsa.go.jp

【文書受付　】〒100－8967　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館　金融庁金融サービス利用者相談室

※一般の「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政　に関する意見・要望等」については、０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは、０３－５２５１－６８１１）におかけください。

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

209

＜制度の名称＞

# 生命保険の契約内容

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●生命保険会社、かんぽ生命では、災害救助法適用市町村にお住まいの被災者について、保険料の払い込み猶予期間の延伸（最長6か月)、保険金の非常時即時払い等の非常取扱いを実施しています。詳しくは、ご契約の生命保険会社、かんぽ生命にお問い合わせください。 また、家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の 請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

＜活用できる方＞

生命保険契約がある被災者

＜お問い合わせ＞

・生命保険協会災害地域生保契約照会センター フリーダイヤル0120-001-731

・かんぽコールセンター フリーダイヤル0120-552-950

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

208

＜制度の名称＞

# 損害保険

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●損害保険の適用など

＜活用できる方＞

損害保険契約がある被災者

＜お問い合わせ＞

損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

・ご契約の損害保険会社

・そんぽADRセンター(受付時間 9：15～17：00 ナビダイヤル0570-022-808) （ＩＰ電話からは082-553-5201)

○証券の紛失等により保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

・自然災害損保契約照会センター(受付時間 9：15～17：00) ・フリーダイヤル0120-501-331（ＩＰ電話からは03-6836-1003）

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

211

＜制度の名称＞

# 車検証の有効期間の伸長

＜支援の種類＞

減免・猶予

＜制度の内容＞

●該当地域に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が平成30年7月7日から8月5日までの車両について、平成30年8月6日まで自動車検査証の有効期間が伸長されます。 なお、今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再伸長及び対象車両の追加される場合があります。

＜活用できる方＞

当該車両を所有の被災者

＜お問い合わせ＞

詳しくは、地方運輸局にお問い合わせください。

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

215

＜制度の名称＞

# 自動車の廃車手続等

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●被災自動車（軽自動車除く）の廃車手続きの際には申請書、ナンバープレート２枚、自動車検査証、所有者の印鑑証明書、所有者の実印を準備し、管轄の運輸支局又は自動車検査 登録事務所で手続きする必要があります。 なお、手続きにつきましてはその他必要となる書類もありますので、下記運輸支局までお問合せ下さい

●被災者生活再建支援法の適用区域で、被災により廃車する場合は、永久抹消登録の日にかかわらず、自動車重量税は「被災適用日」から還付されます。

●大雨による浸水被害等を受けて水に浸かった車両は、水が引いても使用しないでください。 外見上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがありますので、自分でエンジンをかけず、お買い求めの販売店、最寄りの整備工場にご相談ください。

＜活用できる方＞

自動車を廃車にする被災者

＜お問い合わせ＞

管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所

軽自動車の廃車手続については軽自動車検査協会に

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

213

＜制度の名称＞

# 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建 物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を 紛失している場合、他の手段での本人確認となります。

＜活用できる方＞

土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失した被災者

＜お問い合わせ＞

詳細は、情報源に掲載先にお問い合わせください。

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

236

＜制度の名称＞

# 災害ボランティア

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●災害ボランティアを必要とされている場合やボランティア活動への参加を希望されている場合は、各市町の社会福祉協議会にお問合せください。

●災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請または受入承諾したものに使用する車両については、高速道路等の有料道路を無料で使用できます。

・期間

平成30年7月10日（火）～9月30日（日）

・料金免除措置を行う有料道路管理者

西日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、各地方道路公社

・申請方法

「災害派遣等従事車両証明の申請書」に必要事項を記載の上、事前に最寄りの都道府県又は市町村役場に申請し、災害派遣等従事車両証明書の交付を受けてください。

＜活用できる方＞

被災者の方

＜お問い合わせ＞

・社会福祉協議会

・最寄りの都道府県又は市町村役場

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

237

＜制度の名称＞

# 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29 年9 月8 日）。

調査においては、

①災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、

②パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/menu\_news/s-news/107317\_0908.html

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

TEL： 03-5253-5450 （直通）

●浸水等の被害を受けた太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

http://www.jpea.gr.jp/topics/180710.html

一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-N ビル8F

TEL： 03-6268-8544

●被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。

http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04\_180706\_solar.pdf

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

TEL： 03-5521-8358（内線6825）

＜活用できる方＞

太陽光発電システムを所有している方

＜お問い合わせ＞

・総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

・一般社団法人 太陽光発電協会

・環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

1. 住まいの確保・再建のための支援

＜ID＞

032

＜制度の名称＞

# 災害復興住宅融資（建設）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。

●融資が受けられるのは、原則として１戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。

●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

●この融資は、融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。

【基本融資額】

　・耐火住宅、準耐火住宅、木造住宅（耐久性）

　　融資限度額：１，６５０万円

　　返済期間：３５年

　・木造住宅（一般）

　　融資限度額：１，６５０万円

　　返済期間：２５年

【特例加算額】

　　融資限度額：５１０万円

　　返済期間：併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。

【土地取得資金】

　　融資限度額：９７０万円

　　返済期間：併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。

【整地資金】

　　融資限度額：４４０万円

　　返済期間：併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。

※金利等については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ

（http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問合わせ先にご確認ください。

＜活用できる方＞

ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を建設される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。

＜お問い合わせ＞

独立行政法人住宅金融支援機構　お客さまコールセンター

0120－086－353

沖縄振興開発金融公庫

098－941－1850

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

033

＜制度の名称＞

# 災害復興住宅融資（新築住宅購入、リ・ユース住宅（中古住宅）購入）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、新築住宅、リ・ユース住宅（中古住宅）を購入する場合に受けられる融資です。

●融資が受けられるのは、原則として１戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合30㎡）以上175㎡以下の住宅です。

●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

●この融資は、融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。

　■新築住宅の購入

　【基本融資額】

　　・耐火住宅、準耐火住宅、木造住宅（耐久性）

　　　融資限度額：２，６２０万円

　　　返済期間：３５年

　　・木造住宅（一般）

　　　融資限度額：２，６２０万円

　　　返済期間：２５年

　【特例加算額】

　　　融資限度額：５１０万円

　　　返済期間：併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。

　■リ・ユース住宅（中古住宅）の購入

　　・リ・ユース住宅、リ・ユースマンション

　　　融資限度額：２，３２０万円

　　　特定加算額：５１０万円

　　　返済期間：２５年

　　・リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション

　　　融資限度額：２，６２０万円

　　　特定加算額：５１０万円

　　　返済期間：３５年

※金利等については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ

（http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問合せ先にご確認ください。

＜活用できる方＞

ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を購入される方で、住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。

＜お問い合わせ＞

独立行政法人住宅金融支援機構　お客さまコールセンター

0120－086－353

沖縄振興開発金融公庫

098－941－1850

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

034

＜制度の名称＞

# 災害復興住宅融資（補修）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている方が、住宅を補修する場合に受けられる融資です。

●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

●この融資は、融資の日から１年間の元金据置期間を設定できます（ただし、返済期間は延長できません）。

　■新築住宅の購入

　【基本融資額】

　　　融資限度額：７３０万円

　　　返済期間：２０年

　【整地資金】

　　　融資限度額：４４０万円

　　　返済期間：併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。

　【引方移転資金】

　　　融資限度額：４４０万円

　　　返済期間：併せて利用する基本融資額の返済期間と同じ返済期間です。

※金利等については、独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ

（http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/saigai.html）又は下記のお問合わせ先にご確認ください。

＜活用できる方＞

ご自分が居住するため又は罹災した親等が住むための住宅を補修される方で、「罹災証明書」の発行を受けた方が対象です。

＜お問い合わせ＞

独立行政法人住宅金融支援機構　お客さまコールセンター

0120－086－353

沖縄振興開発金融公庫

098－941－1850

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

219

＜制度の名称＞

# 被災住宅の応急修理等

＜支援の種類＞

現物支給・現物貸与

＜制度の内容＞

●災害救助法が適用された市町村において、災害により住宅が半壊又は大規模半壊の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

●１世帯当たり58万4千円が上限となります。

●以下の全ての要件を満たす方(世帯)が対象になります。

・当該災害により半壊又は大規模半壊の住家被害を受けたこと

※全壊の住家は、応急修理をすることにより居住が可能である場合は対象となります。

・応急仮設住宅（民間賃貸住宅含む)を利用しないこと

・自ら修理する資力がないこと（半壊の方）

●住まいるダイヤル（公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター）では、このたびの豪雨災害で被害を受けられた方を対象として、一級建築士の資格を持った相談員が住宅に関する電話相談を受け付けています。

また、法律的な問題については、必要に応じて弁護士の助言も得て、ご相談に応じています。

【電話番号】　0570-016-100 (ナビダイヤル）

※　PHSや一部のIP電話からの場合は、03-3556-5147

【相談時間】 10時～17時

（土、日、祝休日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

＜活用できる方＞

住家被害を受けた方

＜お問い合わせ＞

各市町村

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

036

＜制度の名称＞

# 生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費））

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。

●貸付限度額等は次のとおりです。

　【貸付限度額】

　　２５０万円（目安）

　【貸付利率】

　　・連帯保証人を立てた場合：無利子

　　・連帯保証人を立てない場合：年１．５％

　【措置期間】

　　貸付けの日から６月以内

　【償還期間】

　　措置期間経過後７年以内（目安）

●なお、大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や、据置期間や償還期間の拡大などの特例措置を実施することがあります。

●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは、都道府県社会福祉協議会またはお住まいの地域の市町村社会福祉協議会にご相談ください。

＜活用できる方＞

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯

＜お問い合わせ＞

都道府県社会福祉協議会または市町村社会福祉協議会

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

037

＜制度の名称＞

# 母子父子寡婦福祉資金の住宅資金

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けます。

●貸付限度額等は次のとおりです。

　【貸付限度額】

　　２００万円以内

　【貸付利率】

　　・連帯保証人がいる場合：無利子

　　・連帯保証人がいない場合：年１．５％

　【措置期間】

　　６か月

　【償還期間】

　　７年

＜活用できる方＞

住宅が全壊・半壊、全焼・半焼、流出、床上浸水等の被害を受けた母子・父子・寡婦世帯が対象です。

＜お問い合わせ＞

都道府県・市（福祉事務所設置町村含む。）の福祉事務所

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

042

＜制度の名称＞

# 宅地防災工事資金融資

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●地方公共団体から、宅地を土砂の流出などによる災害から守るための工事を行うよう改善勧告又は改善命令を受けた方に対して、のり面の保護、排水施設の設置、整地、擁壁の設置（旧擁壁の除去を含みます。）の工事のための費用を融資します。

【融資限度額】１,１７０万円又は工事費の９割のいずれか低い額

【償還期間】１５年以内

※　金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。

※（参考）住宅金融支援機構ホームページ

　 http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/takuchi.html

＜活用できる方＞

宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、建築基準法に基づき、改善勧告又は改善命令を受けた方が対象です。

＜お問い合わせ＞

独立行政法人住宅金融支援機構　お客さまコールセンター

０１２０－０８６－３５３

沖縄振興開発金融公庫

０９８―９４１―１８５０

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

043

＜制度の名称＞

# 地すべり等関連住宅融資

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋を移転したり、これに代わるべき住宅を建設又は購入する場合にご利用いただけます。

●融資の対象となる地すべり等関連住宅には主に次のタイプがあります。

地すべり関連住宅：地すべり等防止法の規定による関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。

土砂災害関連住宅：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋又は勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。

密集市街地関連住宅：密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設又は購入される住宅部分を有する家屋をいいます。

●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。

『建設』

　・耐火住宅、準耐火住宅、木造住宅（耐久性）

　　【融資限度額】

　　　移転資金又は建設資金：１，６５０万円、土地取得資金：９７０万円

　　【返済期間】

　　　３５年

　・木造住宅（一般）

　　【融資限度額】

　　　移転資金又は建設資金：１，６５０万円、土地取得資金：９７０万円

　　【返済期間】

　　　２５年

『購入』

　【新築】

　・耐火住宅、準耐火住宅、木造住宅（耐久性）

　　【融資限度額】

　　　２，６２０万円

　　【返済期間】

　　　３５年

　・木造住宅（一般）

　　【融資限度額】

　　　２，６２０万円

　　【返済期間】

　　　２５年

　【リ・ユース（中古）】

　・リ・ユース住宅、リ・ユースマンション

　　【融資限度額】

　　　２，３２０万円

　　【返済期間】

　　　２５年

　・リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション

　　【融資限度額】

　　　２，６２０万円

　　【返済期間】

　　　３５年

※　いずれの場合も、特例加算額510万円の利用が可能。特例加算額の返済期間は、併せて利用する融資の返済期間と同一になります。

※　金利等については独立行政法人住宅金融支援機構ホームページ

（http://www.jhf.go.jp/customer/yushi/info/jisuber.html）又は下記のお問合わせ先にご確認ください。

＜活用できる方＞

関連事業計画又は勧告に基づいて、住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃借人又は居住者で、地方公共団体から移転等を要することを証明する書類の発行を受けた方が対象です。

＜お問い合わせ＞

独立行政法人住宅金融支援機構　お客さまコールセンター

0120－086－353

沖縄振興開発金融公庫

098―941―1850

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

207

＜制度の名称＞

# 住宅ローンの返済

＜支援の種類＞

減免・猶予

＜制度の内容＞

●住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

＜活用できる方＞

住宅ローンを利用中の被災者

＜お問い合わせ＞

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます(ナ ビダイヤル0570-017-109または03-5252-3772、受付時間 9時～17時)。

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

035

＜制度の名称＞

# 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更

＜支援の種類＞

減免・猶予（延長・金利の引き下げ含む）

＜制度の内容＞

●地震、津波、噴火、暴風雨又は洪水により被害を受けたご返済中の被災者（旧住宅金融公庫から融資を受けてご返済中の被災者を含む。）に対して、返済方法を変更することにより被災者を支援するものです。

●概要は次のとおりです。

　１．返済金の払込みの猶予：被災の程度に応じて、１～３年間

　２．払込猶予期間中の金利の引下げ：被災の程度に応じて、0.5～1.5％の金利引下げ

　　※フラット３５（買取型）の場合は0.5％引き下げた金利（ただし、引下げ後の金利が2.0％を下回る場合は2.0％までの引下げ）

　３．返済期間の延長：被災の程度に応じて、１～３年

* 支援の内容は、災害発生前の収入額や災害発生後の収入予定額、自己資金額等を加味した「罹災割合」に応じて決まります。詳しくは住宅金融支援機構又はお取り扱いの金融機関にご相談ください。
* （参考）住宅金融支援機構ホームページ

　　　http://www.jhf.go.jp/customer/hensai/hisai.html

＜活用できる方＞

以下のいずれかに該当し、被災後の収入が機構で定める基準以下となる見込みの方が対象です。

　１．融資住宅が損害を受け、その復旧に相当の費用が必要な方

　２．債務者又は家族が死亡・負傷したために、著しく収入が減少した方

　３．商品、農作物その他の事業財産又は勤務先が被害を受けたため、著しく収入が減少した方

＜お問い合わせ＞

独立行政法人住宅金融支援機構　お客さまコールセンター  
0120－086－353

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

203

＜制度の名称＞

# 被災者のための住宅提供

＜支援の種類＞

現物支給・現物貸与

＜制度の内容＞

●住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。 詳しくは、窓口にお問い合わせください。

●都道府県によっては民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供する事業を実施しています。また、要援護者に対し、 旅館やホテルの宿泊施設の提供をしている場合があります。窓口にお問い合わせください。

●国土交通省のホームページにおいて、被災者の住まいの確保のため、公営住宅等、ＵＲ賃貸住宅及び民間賃貸住宅（（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会調べ）について、提供可能戸数及び問い合わせ先の一覧を情報提供しています。

※ 詳しくは国土交通省のホームページをご確認ください。 URL:http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\_house\_tk3\_000061.html

＜活用できる方＞

被災者の方

＜お問い合わせ＞

各市町村

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

305

＜制度の名称＞

# 被災者の住まいの確保

＜支援の種類＞

現物支給・現物貸与

＜制度の内容＞

被災者の住まいの確保のため、公営住宅等、ＵＲ賃貸住宅及び民間賃貸住宅について提供可能戸数及び問い合わせ先の一覧を情報提供いたします。

　（平成30年9月7日時点）

　◆　公営住宅等

　　　http://www.mlit.go.jp/common/001252927.pdf

　◆　ＵＲ賃貸住宅

　　　http://www.mlit.go.jp/common/001252932.pdf

　◆　国家公務員宿舎　（→財務省ホームページに移動）

　　　https://www.mof.go.jp/national\_property/topics/PAGE000000000000217185.html

　◆　民間賃貸住宅　（（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会調べ）

　　　http://www.mlit.go.jp/common/001252928.pdf

＜活用できる方＞

被災者の方

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

国土交通省「平成30年７月豪雨」被災者の住まいの確保（平成30年9月7日時点）

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\_house\_tk3\_000061.html

＜ID＞

038

＜制度の名称＞

# 公営住宅への入居

＜支援の種類＞

現物支給・現物貸与

＜制度の内容＞

●低所得の被災者の方は、都道府県又は市町村が整備する公営住宅に入居することができます。

●公営住宅の家賃は収入に応じて設定されますが、必要があると認められる場合は、一定期間、家賃が減免されることがあります。

＜活用できる方＞

●以下の要件を満たす方が対象です。

　住宅困窮要件：災害によって住宅を失い、現に住宅に困窮していることが明らかな方

※公営住宅に入居できる世帯の資格要件については、公営住宅を整備する地方公共団体（都道府県、市町村）で別に定める場合があります。

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

039

＜制度の名称＞

# 特定優良賃貸住宅等への入居

＜支援の種類＞

現物支給・現物貸与

＜制度の内容＞

●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間土地所有者等が整備する特定優良賃貸住宅等に入居することができます。

＜活用できる方＞

●以下の要件を満たす方が対象です。

　災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において賃貸住宅に入居させることが適当である者として都道府県知事が認めるもの（４８万７千円以下で当該都道府県知事が定める額以下の所得のある者（15万8千円に満たない所得のある者にあっては、所得の上昇が見込まれる者）に限ります。）

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

040

＜制度の名称＞

# 地域優良賃貸住宅への入居

＜支援の種類＞

現物支給・現物貸与

＜制度の内容＞

●被災者の方は、都道府県、市町村、地方住宅供給公社、民間事業者等が整備する地域優良賃貸住宅に入居することができます。

＜活用できる方＞

●以下の要件を満たす方が対象です。

　災害等特別な事情があり、入居させることが適当と認められる世帯として、地方公共団体が地域住宅計画等に定めるものであって、その所得が３８万７千円以下のもの。

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

203

＜制度の名称＞

# 被災者のための住宅提供

＜支援の種類＞

現物支給・現物貸与

＜制度の内容＞

●住宅に被害を受けられた方に対して、公営住宅等を提供しています。 詳しくは、窓口にお問い合わせください。

●都道府県によっては民間賃貸住宅を借り上げて無償で提供する事業を実施しています。また、要援護者に対し、 旅館やホテルの宿泊施設の提供をしている場合があります。窓口にお問い合わせください。

●国土交通省のホームページにおいて、被災者の住まいの確保のため、公営住宅等、ＵＲ賃貸住宅及び民間賃貸住宅（（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会調べ）について、提供可能戸数及び問い合わせ先の一覧を情報提供しています。

※ 詳しくは国土交通省のホームページをご確認ください。 URL:http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\_house\_tk3\_000061.html

＜活用できる方＞

被災者の方

＜お問い合わせ＞

各市町村

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

220

＜制度の名称＞

# 被災した家屋の解体

＜支援の種類＞

現物支給・現物貸与

＜制度の内容＞

●平成３０年７月豪雨災害により損壊（半壊以上）した被災建築物及び被災工作物等について、当該被災建造物の所有者の申請に応じ、災害廃棄物として除去を実施しています。（市町村によって実施していない場合があるので、市町村にお尋ねください）

＜活用できる方＞

被災建造物の所有者

＜お問い合わせ＞

市町村

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

304

＜制度の名称＞

# 廃棄物、がれき、土砂の処理

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●被災者自ら廃棄物、がれき、土砂を撤去した場合でも、かかった費用を事後で請求できます。

●詳しくはお住まいの市町村等にお問い合わせください

＜活用できる方＞

被災者

＜お問い合わせ＞

市町村

＜情報元＞

官邸「平成30年7月豪雨で被災された皆さまへ「いつもの生活を取りもどすための

お役立ち情報」平成30年8月14日（情報取得）」

https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ooame201807/info.html#support\_pack

1. 中小企業・自営業への支援

＜ID＞

120

＜制度の名称＞

# 雇用保険の基本手当（失業給付）の特例措置

＜支援の種類＞

給付・還付

＜制度の内容＞

●事業所が災害で休業したことにより、休業し賃金を受けることができない方や一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の基本手当（失業給付）を受給できる特例措置を実施しています。

【支援内容】

* 平成30年７月豪雨の災害救助法の適用地域に所在する事業所が災害により休業する場合に、休業し賃金を受けることができない方に対して、雇用保険の基本手当（失業給付）を支給。
* 平成30年７月豪雨の災害救助法の適用地域及びその隣接する地域に所在する事業所が災害により休業する場合に、一時的な離職を余儀なくされた方に対して、雇用保険の基本手当（失業給付）を支給。

　　　※災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続が可能です。（受給手続に必要な確認書類がない場合でも手続できます。ハローワークにご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

　 本特例措置を利用して、基本手当（失業給付）の支給を受けた方については、休業等が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用に当たっては、ご留意をお願いします。

＜活用できる方＞

* 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方
* 事業所が災害で休業したことにより、休業し賃金を受けることができない方や一時的に離職を余儀なくされた方

＜お問い合わせ＞

　各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

052

＜制度の名称＞

# 職場適応訓練費の支給

＜支援の種類＞

給付・還付

＜制度の内容＞

●職場適応訓練を実施する事業主に対して訓練費を支給します。また、訓練生に対して訓練手当などを支給します。

●事業主は、訓練費として職場適応訓練生１人につき24,000円／月（重度の障害者25,000円／月）が支給されます。短期の職場適応訓練については、960円／日（重度の障害者1,000円／日）です。

●訓練期間は、６か月（中小企業及び重度の障害者に係る訓練等１年）以内です。短期の職場適応訓練については、２週間（重度の障害者に係る訓練４週間）以内です。

＜活用できる方＞

●職場適応訓練は、激甚な災害を受けた地域において就業していて、災害により離職を余儀なくされた方などであって、再就職を容易にするため職場適応訓練を受けることが適当であると公共職業安定所長が認める者を、次のイからホに該当する事業主に委託して行います。

　　イ 職場適応訓練を行う設備があること

　　ロ 指導員としての適当な従業員がいること

　　ハ 労働者災害補償保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等に加入し、又はこれらと同様の職員共済制度を保有していること

　　ニ 労働基準法及び労働安全衛生法の規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること

　ホ 職場適応訓練修了後、引き続き職場適応訓練を受けた者を雇用する見込みがあること

＜お問い合わせ＞

公共職業安定所又は都道府県労働局

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

111

＜制度の名称＞

# 中小企業等グループ補助金

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●平成３０年７月の西日本豪雨により広範囲かつ甚大な被害を受けた地域（広島県、岡山県、愛媛県）を対象に、中小企業等グループの復興事業計画に基づきグループに参加する事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。

【支援内容】

①公募開始期間：調整中

②補助率：中小企業者・中小企業事業協同組合等　３／４ （国１／ ２、県１／４）

上記以外（中堅企業等）　１／２（国１／３、県１／６）

③上限額：調整中

④補助対象費目：施設、設備の復旧費用等（資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む）

※従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組（「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舎整備」等）に要する費用も補助します。

※事業者負担となる１／４相当分は高度化融資（無利子）の利用が可能です。

※平成３０年７月豪雨以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

＜活用できる方＞

中小企業者・中小企業事業協同組合等

※あらかじめグループを形成して「復興事業計画」を策定することが必要。

＜お問い合わせ＞

各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

112

＜制度の名称＞

# 被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。

【支援内容】

具体的な支援内容は、情報元のお問合せ先をご参照ください。

＜活用できる方＞

平成３０年７月豪雨により影響を受けた小規模事業者

＜お問い合わせ＞

各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

113

＜制度の名称＞

# 商店街災害復旧等事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●災害により被災した地域の商店街について、被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯の設備の改修等に要する費用の一部を補助します。また、商店街によるにぎわい創出事業について定額（上限100万円）を補助します。

【支援内容】

具体的な支援内容は、情報元のお問合せ先をご参照ください。

＜活用できる方＞

平成30年7月豪雨による被害を受けた商店街組織

※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業共同組合、任意団体等

＜お問い合わせ＞

中小企業庁商業課　 （電話） ０３－３５０１－１９２９

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

129

＜制度の名称＞

# 被災商店街への専門家等の派遣

＜支援の種類＞

その他支援

＜制度の内容＞

●被災商店街の復興に向けて商店街よろず相談アドバイザーの派遣や、情報・ノウハウ提供事業を行います。

【支援内容】

具体的な支援内容は、情報元のお問合せ先をご参照ください。

商店街よろず相談アドバイザーを派遣します。

（株）全国商店街支援センターは、専門家（商店街相談アドバイザー等）を派遣し、被災された商店街 及び周辺商店街に対するよろず相談への対応を行います。

【お受けできる相談の内容】

・商店街の復旧・復興に係る課題の抽出

・上記検討のための現状分析

・課題の特定と商店街の復旧・復興に向けた取組みと具体策等

【相談にかかる費用】

・無料（※原則３回）

商店街の復興に向けた情報・ノウハウ提供事業を行います。

（株）全国商店街支援センターは、豪雨の被害を受けた商店街の求めに応じ、阪神大震災、新潟中越 地震、東日本大震災、熊本地震等の災害からの復旧・復興に携わった経験を持つ実務家等を派遣し、 復旧・復興に係る取組事例やノウハウ等を伝えるための研修を行います。

【研修会の内容】

・過去の災害の事例を中心とした情報提供（被災状況、復興のためのビジョン、プロセス等の紹介）

【研修にかかる費用】

・無料

＜活用できる方＞

平成30年７月により豪雨の被害を受けた商店街

＜お問い合わせ＞

（株）全国商店街支援センター

所在地： 東京都中央区湊 1 丁目 6-11 ACN八丁堀ビル4 階

電話番号： 03-6228-3061

メールアドレス： yousei-s@shoutengai-shien.com

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月10日第4版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

114

＜制度の名称＞

# 石油等製品販売業早期復旧支援事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●平成30年7月豪雨による被災地域の早期復旧、生活再建に必要不可欠なSS（サービスステーション）及び液化石油ガスの供給施設の機能回復のため、被害を受けた揮発油販売業者や液化石油ガスの充てん事業者に対して、事業の復旧に必要な計量機、充填機等の設備の補修又は入替工事に要する費用を支援します。

【支援内容】

①公募開始時期：調整中

②補助率：３／４

③補助対象費目：（ア）SSの計量機、燃料供給用のローリー等

　　　　　　　 （イ）液化石油ガスの供給施設の充填機、ガスコンプレッサー等

＜活用できる方＞

平成30年7月豪雨により被害を受けた地域に所在する揮発油販売業者又は液化石油ガスの充てん事業者

＜お問い合わせ＞

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部　石油流通課　（電話）03-3501-132

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

115

＜制度の名称＞

# ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の二次公募を開始しました。今回の公募では、被災された事業者に対して優先採択等の措置を行います。

【公募の概要】

①公募期間：平成30年8月３日（金）～平成３０年９月１０日（月）

②補助額、補助率：

　　　　　企業間データ連携型　上限額：1,000万円／者、補助率：２／３

　　　　　一般型　　　　　　　上限額：1,000万円、補助率：１／２（※）

　　　　　小規模型　　　　　　上限額：500万円、補助率：小規模事業者は２／３その他は１／２

※生産性向上特別措置法に基づき、条例等により固定資産税の特例率をゼロの措置をした市町村において先端設備導入計画の申請をした事業者、又は、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす事業者は、補助率２／３を適用。

【被災事業者への措置内容】

①優先採択について

　直接被害または間接被害を受けた事業者に対して審査において加点措置を行います。

②優先採択のための手続き

　直接被害または間接被害を受けた事業者で優先採択を希望する事業者は申請書の様式にある被害状況証明書（自己申告）の提出をお願いいたします。また、直接被害を受けた事業者は罹災証明書も併せてご提出ください。

③その他

　被災により財務状況が悪化した事業者に対して、審査上不利な扱いをしないことといたします。

＜活用できる方＞

中小企業・小規模事業者等（３～５年で、「付加価値額」年率３％及び「経常利益」年率１％の向上を達成できる計画が必要）

＜お問い合わせ＞

各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

121

＜制度の名称＞

# 雇用調整助成金の特例措置

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●豪雨による災害に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小が余儀なくされた事業所の事業主が、一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、事業主が支払う休業手当、賃金などの一部が助成されます。

支援制度の詳細は、情報元を参照ください。

＜活用できる方＞

平成30年７月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

＜お問い合わせ＞

　各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

044

＜制度の名称＞

# 株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫による資金貸付

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫では、農林漁業者に対する各種の資金貸付を行っています。

○農林漁業セーフティネット資金：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金を融資します。

○農林漁業施設資金：災害により被災した農林漁業施設の復旧のための資金を融資します。

○農業基盤整備資金：農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の復旧のための資金を融資します。

○林業基盤整備資金：森林、林道等の復旧のための資金を融資します。

○漁業基盤整備資金・漁船資金：漁港、漁場施設や漁船の復旧の資金を融資します。

●上記のほかにも農林漁業者に対する資金貸付がございます。各種貸付事業の詳細については、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫にご確認ください。

＜活用できる方＞

農林漁業者

＜お問い合わせ＞

株式会社日本政策金融公庫　０１２０－１５４－５０５

沖縄振興開発金融公庫　　　０９８－９４１－１８４０

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

102

＜制度の名称＞

# 平成30年７月豪雨特別貸付

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するため、日本政策金融公庫が「平成30年7月豪雨特別貸付」を実施します。

※なお、商工組合中央金庫はプロパー融資により、被害に遭われた中小企業に融資を行います。

【対象者】

　①災害救助法が適用された11府県において直接被害を受けた中小企業・小規模事業者

　②直接被害を受けた事業者と直接取引があり、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（全国で適用可能）

　③上記①、②以外で、今般の豪雨により、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（風評被害による影響を受けた中小企業・小規模事業者を含む）（全国で適用可能）

【金利】（いずれも平成３０年６月１３日現在、貸付期間５年の場合。担保の有無等によって利率は変動）

　①当初３年間：基準利率（災害）－０．９％

　　（－０．９％の限度額：中小事業１億円、国民事業３千万円）

　※４年目以降及び上記限度額を超える分：基準利率（災害－０．５％）

　②基準利率（災害）

　※基準利率（災害）：中小企業１．１６％、国民事業１．３６％

　　（平成30年７月11日現在、貸付期間５年の場合。担保の有無等に関わらず利率は一律。）

　③基準利率

　※基準利率：中小事業１．１６％、国民事業１．８１％

　　（平成30年７月11日現在、貸付期間５年の場合。担保の有無等によって利率は変動。）

【貸付限度額】

対象者①及び②：中小事業３億円（別枠）、国民事業６千万円（上乗せ）

対象者③：中小事業７．２億円（別枠）、国民事業４．８千万円（上乗せ）

【貸付期間】

最大２０年（設備）、最大１５年（運転）　（据置期間：最大５年）

＜活用できる方＞

平成30年７月豪雨により被害を被った中小企業・小規模事業者

＜お問い合わせ＞

各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（第3.2版）平成30年8月3日付」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

117

＜制度の名称＞

# 平成30年7月豪雨に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充（西日本豪雨災害マル経）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●日本政策金融公庫が、災害により被害を受けた小規模事業者に対して、事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を融資します。

【支援内容】

① 資金使途：設備資金又は運転資金

② 貸付限度額： 小規模事業者経営改善資金（マル経）2,000万円とは別枠で、1,000万円以内

　ただし、次のいずれかに該当する者

（ア）11府県（災害救助法適用地域以外も含む）に事業所を有し、当該事業所が西日本豪雨による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者

（イ）（ア）の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者

③ 貸付期間：設備資金10年以内（据置2年以内）、運転資金 7年以内（据置1年以内）

④ 金利：次のいずれかに該当する者は、経営改善利率（現行1.11%、平成30年7月11日時点）より利率引き下げ

（ア）11府県（災害救助法適用地域以外も含む）に事業所を有し、当該事業所が西日本豪雨による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者

　　1,000万円以内、当初3年間「経営改善利率－0.9%」

（イ）（ア）の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者

　　1,000万円以内、当初3年間「経営改善利率－0.5%」

⑤ 担保条件：無担保・無保証人

（注1）商工会議所又は商工会等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うこと

（注2）適用日は災害が発生した日まで遡及

（注3）直接被害は市町村が発行する罹災証明書等、間接被害は商工会議所又は商工会等が発行する被害証明書等が必要

＜活用できる方＞

商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導（原則、6ヶ月以上）を受けている小規模事業者（原則、1年以上の所在）であり、商工会議所又は商工会等の長の推薦を受けた者

＜お問い合わせ＞

各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

045

＜制度の名称＞

# 天災融資制度

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基づき、天災によって損失を受けた被害農林漁業者等に対して、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を行い、その経営の安定化を図ります。

●暴風雨、豪雨、地震、降雪、降霜、低温、降ひょう等の天災による農林水産物等の被害が著しく、かつ、国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合に、災害の都度、天災の指定及び融資に必要な事項を定めた政令を制定することによって発動されます。

＜活用できる方＞

被害農林漁業者等

＜お問い合わせ＞

市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

046

＜制度の名称＞

# 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●小規模事業者経営改善資金（通称：マル経融資）制度は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会（以下「商工会議所等」という。）の実施する経営指導を受ける小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。

　 ①貸付限度額 ２，０００万円

　 ②貸付金利 平成２８年１１月１日現在１．１６％

＜活用できる方＞

以下の１及び２の要件を満たす方

１．小規模事業者

　　常時使用する従業員が２０人以下（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は５人以下）の法人・個人事業主

２．商工会議所等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方

＜お問い合わせ＞

最寄りの商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

047

＜制度の名称＞

# 生活衛生改善貸付

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●生活衛生改善貸付制度は、生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「生活衛生同業組合等」という。）の実施する経営指導を受ける生活衛生関係営業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。

　①貸付限度額 ２，０００万円

　②貸付金利 平成２８年１１月１日現在１.１６％

＜活用できる方＞

以下の１及び２の要件を満たす方

１．小規模事業者

　　常時使用する従業員が５人以下（旅館業及び興行場営業の場合は２０人以下）の生活衛生関係の事業を営む法人・個人事業主

２．生活衛生同業組合等の経営指導を受けているなどの要件を満たしている方

＜お問い合わせ＞

最寄りの生活衛生同業組合、組合が設立されていない場合は、都道府県生活衛生営業指導センター

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

048

＜制度の名称＞

# 災害復旧貸付

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者等に対して、事業所復旧のための資金を融資します。

●災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行います。

●株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。

○国民生活事業

　【貸付限度額】各貸付制度ごとの貸付限度額に１災害あたり３千万円を加えた額

　【償還期間】１０年以内（うち２年以内の据置可能）

○中小企業事業

　【貸付限度額】別枠で１億５千万円以内

　【償還期間】１５年以内（うち２年以内の据置可能）

●株式会社商工組合中央金庫の場合の貸付限度額等は次のとおりです。

　【貸付限度額】別枠で１億５千万円以内

　【償還期間】１５年以内（うち２年以内の据置可能）

●株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫によって、貸付限度額や貸付条件等が異なりますので、詳しくは各機関にご確認ください。

＜活用できる方＞

中小企業・小規模事業者等

＜お問い合わせ＞

株式会社日本政策金融公庫　０１２０－１５４－５０５

株式会社商工組合中央金庫

沖縄振興開発金融公庫　０９８－９４１－１７８５

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

049

＜制度の名称＞

# 高度化事業（災害復旧貸付）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する場合、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構が必要な資金の一部の貸付けを行います。

●支援の内容は次のとおりです。

　【貸付割合】９０％以内

　【償還期間】２０年以内（うち３年以内の据置可能）

　【貸付利率】無利子

●詳しくは都道府県にご確認ください。

＜活用できる方＞

事業協同組合等であって、共同で施設等の復旧のために土地、建物、構築物、設備の復旧を行う場合が対象です。

＜お問い合わせ＞

都道府県、独立行政法人中小企業基盤整備機構

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

105

＜制度の名称＞

# 特例災害時貸付の創設及び災害時貸付の適用要件の緩和

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

●特例災害時貸付を新たに措置し、今般の豪雨により被災した災害救助法適用地域の小規模企業共済の契約者に対し、（独）中小企業基盤整備機構において次のとおり災害時貸付の貸付利率の無利子化、据置期間の設定や償還期間の延長など貸付条件の緩和を実施します。また、災害貸付時の適用対象を今般の豪雨による影響を受けたため経営の安定に支障が生じた小規模共済契約者に拡充します。

【対象者】

　特例災害時貸付：平成30年７月豪雨により被災した災害救助法適用地域内に所有する事業資産が直接被害に遭われた小規模企業共済の契約者

　災害時貸付：平成30年７月豪雨の影響により１か月の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれる小規模企業共済の契約者

【支援内容】

①貸付利率 ：無利子

②貸付限度額：2,000万円（ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の７~９割の範囲内）

③償還期間 ：貸付金額が500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間１年を含む）

④償還方法 ：6か月ごとの元金均等割賦償還

⑤担保、保証人：不要

　（２）災害時貸付制度（適用対象の拡大）

①貸付利率：年０．９％

②貸付限度額：1,000万円（ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の７~９割の範囲内）

③償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は3年、貸付金額が505万円以上の場合は5年

④償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還

⑤担保、保証人：不要

＜活用できる方＞

今般の豪雨により被災した中小企業・小規模事業者

＜お問い合わせ＞

（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室

　平日：9:00～18:00　（電話）050-5541-7171

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（第3.2版）平成30年8月3日付」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

104

＜制度の名称＞

# 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化

＜支援の種類＞

減免・猶予（延長・金利の引き下げを含む）

＜制度の内容＞

●災害救助法が適用された各府県の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

＜活用できる方＞

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

＜お問い合わせ＞

各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（第3.2版）平成30年8月3日付」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

122

＜制度の名称＞

# 国税に関する申告・納付等の期限の延長

＜支援の種類＞

減免・猶予

＜制度の内容＞

●国税庁では、下記の指定地域に納税地のある方について、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他の書類の提出、納付等の期限を延長しました。

【支援内容】

①　延長される期限

　平成30年７月５日以後に到来する国税の申告・納付等の期限について、自動的に延長されることとなります。なお、申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の状況に十分配慮して検討してまいります。

②　指定地域外に納税地のある方の期限延長

　指定地域外に納税地のある方であっても、今回の豪雨により被災された方については、所轄の税務署長に対して個別に申請することにより、申告・納付等の期限の延長を受けることができますので、状況が落ち着きましたら、税務署へご相談いただきますようお願いいたします。

＜活用できる方＞

指定地域内に納税地のある方（法人を含む。）

※指定区域については情報元をご参照ください。

＜お問い合わせ＞

　各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

123

＜制度の名称＞

# 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減

＜支援の種類＞

減免・猶予

＜制度の内容＞

●災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合があります。

　また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられる場合があります。

＜活用できる方＞

情報元のお問合せ先にご確認ください。

＜お問い合わせ＞

　各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

124

＜制度の名称＞

# 納税の猶予

＜支援の種類＞

減免・猶予

＜制度の内容＞

●災害により財産に相当な損失を受けた場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、納税の猶予を受けられます。

＜活用できる方＞

情報元のお問合せ先にご確認ください。

＜お問い合わせ＞

　各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

238

＜制度の名称＞

# 労働保険料・厚生年金保険料の猶予制度

＜支援の種類＞

減免・猶予

＜制度の内容＞

【労働保険】

① 申告・納付期限の延長

指定された市町村に所在する事業場の事業主のみなさまについては、平成 30 年度に行う労働保険料・一般拠出金の申請手続きや、納付についての期限が延長されます。

② 納付の猶予

今回の災害により被害を受け、事業財産に相当の損失（おおむね 20％以上）を受けた事業場の事業主のみなさまについては、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として１年以内の期間猶予されます。

詳しくは最寄りの労働基準監督署までご相談ください。お問い合わせください。

【厚生年金保険料】

① 納付期限の延長

上記の対象地域に、所在地を有する事業所等については、平成30年7月5日以降に到来する厚生年金保険料等の納付期限が延長されています。

② 納付の猶予

災害等の影響により、保険料の納付が困難な場合は、申請により、納付の猶予を受けることができる場合があります。

詳しくは、日本年金機構被災者専用フリーダイヤル（0120-010-551）又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。

＜活用できる方＞

【労働保険】

最寄りの労働基準監督署にご確認ください。

【厚生年金保険料】

日本年金機構被災者専用フリーダイヤル（0120-010-551）又はお近くの年金事務所にご確認ください。

＜お問い合わせ＞

【労働保険】

最寄りの労働基準監督署

【厚生年金保険料】

日本年金機構被災者専用フリーダイヤル（0120-010-551）又はお近くの年金事務所

＜情報元＞

総務省「平成 30 年 7 月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）（平成30年9月1日第12版）」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

126

＜制度の名称＞

# 掛金の納付期限の延長等（災害救助法適用地域の共済契約者）

＜支援の種類＞

減免・猶予

＜制度の内容＞

●災害救助法適用地域の共済契約者は、ご希望により①掛金の納付期限の延長、②掛金の掛止め、③掛金月額の減額のいずれかをお選びいただけます。

【対象者】

　災害救助法適用地域の共済契約者

【支援内容】

　① 掛金の納付期限の延長：掛金の納付期限を最大6か月延長し、この期間の掛金の納付（掛金請求）を停止します。

　② 掛金の掛止め：掛金の納付を一定期間（6か月又は12か月）停止します。

　③ 掛金月額の減額：掛金月額は、1,000円から70,000円までの範囲内（500円単位）で自由に選択できます。

＜活用できる方＞

災害救助法適用地域の共済契約者

＜お問い合わせ＞

（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室

　平日：9:00～18:00　（電話）050-5541-7171

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

127

＜制度の名称＞

# 共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除（災害救助法適用地域の共済契約者）

＜支援の種類＞

減免・猶予

＜制度の内容＞

●平成30年7月17日時点で契約者貸付けを受けている方は、延滞利子を約定償還期日から1年間免除いたします。なお、約定償還期日が平成30年６月１日以降の借入れが対象となります。

＜活用できる方＞

災害救助法適用地域の共済契約者

＜お問い合わせ＞

（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室

　平日：9:00～18:00　（電話）050-5541-7171

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

050

＜制度の名称＞

# セーフティネット保証

＜支援の種類＞

信用保証

＜制度の内容＞

●災害被害に限らず、経済環境の急激な変化により業況が悪化している中小企業者が金融機関から経営の安定に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。

●融資額の全額を保証（１００％）し、保証料率は概ね０．７％～１．０％です。

●無担保８千万円、最大で２億８千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。

＜活用できる方＞

売上げ高の減少等、業況が悪化している業種の中小企業者が対象です。

＜お問い合わせ＞

各都道府県等の信用保証協会

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

103

＜制度の名称＞

# 信用保証制度（セーフティネット保証４号）（再掲）

＜支援の種類＞

信用保証、貸付（融資）

＜制度の内容＞

[ID「050セーフティネット保障」の再掲]

●自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100％保証）を行います。

＜活用できる方＞

【対象者】

下記、（イ）、（ロ）の両方に該当する事業者（直接的な被害を受けた方に限りません）

（イ）指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。

（ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20％以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20％以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

①対象資金

経営の安定に必要な資金

②保証限度額

無担保8,000 万円、最大2 億8,000 万円※一般保証と別枠、融資額の全額を保証

③保証利率

信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください

④保証期間

個別に信用保証協会にご相談ください

⑤保証人

原則第三者保証人は不要

＜お問い合わせ＞

各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（第3.2版）平成30年8月3日付」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

ID＞

051

＜制度の名称＞

# 災害関係保証

＜支援の種類＞

信用保証

＜制度の内容＞

●金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合、信用保証協会が一般保証とは別枠で保証する制度です。

●融資額の全額を保証（１００％）し、保証料率は概ね０．７％～１．０％です。

●無担保８千万円、最大で２億８千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。

＜活用できる方＞

災害により営業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊・火災等の直接的な被害を受けた方が対象です。

＜お問い合わせ＞

各都道府県等の信用保証協会

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

125

＜制度の名称＞

# 中小企業組合等の役員変更の登記や、決裁関係書類の届出等の期限の延長

＜支援の種類＞

その他支援

＜制度の内容＞

●「平成30年７月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）」が平成30年７月14日に公布及び施行されました。

　これにより、中小企業組合等の役員変更の登記や、決算関係書類の届出等、 履行期限のある法令上の義務が、特定非常災害により本来の履行期限までに履行されなかった場合であっても平成30年９月28日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を問われないこととなりました。

【参考】

　平成30年７月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）が平成30年７月14日に公布及び施行され、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第８５号）第２条第１項の特定非常災害として、平成30年（2018年）７月豪雨による災害が指定されるとともに、特別措置法第４条第１項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限が平成30年９月28日とされました。

＜活用できる方＞

平成30年７月豪雨に際し災害救助法が適用された区域に住所を有する者又は法人等

＜お問い合わせ＞

　各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

128

＜制度の名称＞

# 共済金等の請求書類関係の簡略化（災害救助法適用地域の共済契約者）

＜支援の種類＞

その他支援

＜制度の内容＞

●印鑑登録証明書の提出又は実印の押印ができない場合や、廃止に関する官公署等の証明の写しを提出できない場合の共済金等の請求に必要な書類等については、柔軟に対応します。

＜活用できる方＞

災害救助法適用地域の共済契約者

＜お問い合わせ＞

（独）中小企業基盤整備機構　共済相談室

　平日：9:00～18:00　（電話）050-5541-7171

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

108

＜制度の名称＞

# 補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応

①ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金　一次公募採択事業者の皆様

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金では、各都道府県の地域事務局において交付申請を受け付けております。被災された事業者の中で、各都道府県地域事務局が示している交付申請の受付け期間に間に合わない場合については、各地域事務局に一報を入れていただければこの期間が経過した後も交付申請書は受付けます。

今回の災害により、工場や既存の設備に影響が出たことから、応募申請時と機械設備を変更する必要がある場合など、交付申請に係るご相談については、各都道府県地域事務局にお問い合わせください。

また、今回の災害で被災された一次公募採択事業者については、罹災証明書の提出等により、１か月程度事業実施期間を延長する予定にしております。具体的な手続きは、各都道府県地域事務局にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

愛媛県中小企業団体中央会　　　　　089-955-7150

中小企業庁技術・経営革新課　 03-3501-1816

②小規模事業者持続化補助金

今後採択予定の事業者様について、12月末（補助事業実施期限）までに補助事業が完了できないと見込まれる場合には、罹災証明書等の提出により事故報告の手続きを取ることで、1月末まで補助対象期間の延長が可能です。なお、個別のご相談については、お近くの商工会・商工会議所へお問い合わせください。

＜活用できる方＞

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

＜お問い合わせ＞

①ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金　一次公募採択事業者の皆様

【お問い合わせ先】

愛媛県中小企業団体中央会　　　　　089-955-7150

中小企業庁技術・経営革新課　 03-3501-1816

②小規模事業者持続化補助金

個別のご相談については、お近くの商工会・商工会議所へお問い合わせください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（第3.2版）平成30年8月3日付」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

214

＜制度の名称＞

# 会社・法人の印鑑カード等を紛失した場合

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●会社の代表者の印鑑や印鑑カードを紛失された場合には、地方法務局にお問合せください。

＜活用できる方＞

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

＜お問い合わせ＞

地方法務局にお問合せください。

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

130

＜制度の名称＞

# 中小企業総合展の出展料を免除

＜支援の種類＞

その他支援

＜制度の内容＞

●中小企業・小規模事業者の新商品を一堂に会し展示することにより、販路開拓、市場創出、業務提携と いったビジネスマッチングを促進することを目的として中小企業総合展を開催しています。今回の災害により被災した中小企業・小規模事業者を対象に、その出展料を免除いたします。

【支援内容】

次の展示会に係る出展料を免除します。

（１）中小企業総合展 in Gift Show 2019

開催場所 東京ビッグサイト

（第87回東京インターナショナル・ギフト・ショー春2019内）

開催時期 平成31年2月12日（火）～15日（金） 4日間

募集時期 平成30年9月上旬予定

出展対象 ギフト関連商品（食品・飲料分野を除く）を取り扱う中小企業・小規模事業者

URL <http://giftshow.smrj.go.jp>

（今年度の募集概要については、平成30年9月上旬頃更新予定）

（２）中小企業総合展 in FOODEX 2019

開催場所 幕張メッセ（FOODEX JAPAN 2019内）

開催時期 平成31年3月5日（火）～8日（金） 4日間

募集時期 平成30年9月上旬予定

出展対象 食品・飲料等商品を取り扱う中小企業・小規模事業者

URL <http://foodex.smrj.go.jp>

（今年度の募集概要については、平成30年9月上旬頃更新予定）

【備考】

平成30年7月に募集を終了した「新価値創造展2018（第14回中小企業総合展 東京）」についても、 被災した中小企業・小規模事業者を対象に、その出展料を免除いたします。

詳細は以下URLよりご確認いた だけます。

<https://shinkachi-portal.smrj.go.jp/>

新価値創造展事務局（博報堂内） 電話：03-6441-4901

＜活用できる方＞

災害救助法適用地域で直接被害を受けた中小企業・小規模事業者。

＜お問い合わせ＞

中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 電話：03-5470-1525

（株）全国商店街支援センター

所在地： 東京都中央区湊 1 丁目 6-11 ACN八丁堀ビル4 階

電話番号： 03-6228-3061

メールアドレス： yousei-s@shoutengai-shien.com

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月10日第4版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

130

＜制度の名称＞

# BCP（事業継続計画）の取組支援

＜支援の種類＞

その他支援

＜制度の内容＞

BCPの策定、運用等を検討している中小企業に対して、無料で専門家を派遣します。

• BCPの策定、運用や見直しに関して、専門家の指導を受けて実効性のある取組みを進めることが可能。

• 1社あたり3回まで利用可能で、費用負担なくご利用いただけます。

＜活用できる方＞

BCPの策定・運用を検討している全国の中小企業・小規模事業者

＜お問い合わせ＞

株式会社パソナ 専門家派遣事業事務局 電話：03-5542-1685 ※専門家派遣の流れについては下記ページからご覧ください。

URL： <https://www.mirasapo.jp/specialist/flow1.html>

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月30日第6版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

232

＜制度の名称＞

# 中小企業者を対象とした相談窓口

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●中小企業庁は、平成30年7月豪雨で被災された中小企業・小規模事業者の皆さまの事業の復旧・再開に向け支援策をまとめた「被災中小企業者等支援策ガイドブック」を作成しています。

＜活用できる方＞

中小企業・小規模事業者の皆さま

＜お問い合わせ＞

URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/>

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

1. 農林水産業への支援（自治体支援を含む）

＜ID＞

301

＜制度の名称＞

# 被災した農業者の方へ

＜支援の種類＞

給付・還付、貸付（融資）

＜制度の内容＞

ア 被災した施設等の復旧

災害復旧事業

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

災害査定の効率化

鳥獣被害防止総合対策交付金

イ 被災した農地等の復旧、耕作条件の改善

災害復旧事業

災害査定の効率化

多面的機能支払交付金の活動組織を活用した災害復旧活動支援

農業水路等長寿命化防災減災事業

農地耕作条件改善事業

鳥獣被害防止総合対策交付金

農村地域防災減災事業

ウ 農業用ハウス、畜舎、農業用機械等の導入修理

経営体育成支援事業

平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業

酪農経営支援総合対策事業

肉用牛経営安定対策補完事業

養豚経営安定対策補完事業

エ 被災に伴い必要となる農業資材の購入

平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業

粗飼料確保緊急対策事業

酪農経営支援総合対策事業

オ 被害果樹茶の改植、家畜導入乳房炎対策等

果樹茶産地再生支援対策

酪農経営支援総合対策事業

肉用牛経営安定対策補完事業

養豚経営安定対策補完事業

カ 酪農ヘルパーの利用

酪農経営支援総合対策事業

キ 被災した農業法人等における雇用の維持

農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）

【品目】

ア 水田作・畑作

水田活用の直接支払交付金、畑作物の直接支払交付金（被災で栽培継続断念の場合も対象）

経営所得安定対策の収入減少影響緩和交付金の積立金に係る納付期限延長

平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業

経営体育成支援事業

イ 野菜・果樹・茶

果樹茶産地再生支援対策

平成30年梅雨期豪雨対応産地緊急支援事業

経営体育成支援事業

ウ 酪農・畜産

牛マルキン（平成30年10月末日までに納付期限を迎えるもの）、

豚マルキン（平成30年度第1四半期（平成30年4～6月）分）

の生産者負担金の納付免除

酪農経営支援総合対策事業

肉用牛経営安定対策補完事業

養豚経営安定対策補完事業

粗飼料確保緊急対策事業

経営体育成支援事業

（2）融資

被災農業者特別利子助成事業

農業信用保証保険基盤強化事業

畜産特別支援資金融通事業

（3）共済

農業共済について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の早期支払を実施します。

農業共済について、共済掛金の払込期限を延長します。

＜活用できる方＞

災害により被害を被った農業事業者

＜お問い合わせ＞

農林水産省

＜情報元＞

農林水産省「平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害への支援対策」

http://www.maff.go.jp/j/saigai/ooame/h3007/shien\_taisaku.html

＜ID＞

302

＜制度の名称＞

# 被災した林業者の方へ

＜支援の種類＞

給付・還付、貸付（融資）

＜制度の内容＞

（1）補助金

ア 被災した木材加工流通施設等の撤去復旧整備

林業木材産業成長産業化促進対策

イ 被災した林業共同利用施設の復旧

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

ウ 被災した治山施設及び荒廃した山地の復旧等

治山施設災害復旧事業

災害関連緊急治山事業

林地崩壊防止事業

治山事業

エ 被災した林道の復旧

林道施設災害復旧事業

オ 被災した森林の整備及び森林作業道の復旧

森林整備事業

（2）融資

林業施設整備等利子助成事業

（3）共済

森林保険について、損害評価を迅速に行い、共済金・保険金の早期支払を実施します。

＜活用できる方＞

災害により被害を被った林業事業者

＜お問い合わせ＞

農林水産省

＜情報元＞

農林水産省「平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害への支援対策」

http://www.maff.go.jp/j/saigai/ooame/h3007/shien\_taisaku.html

＜ID＞

303

＜制度の名称＞

# 被災した漁業者の方へ

＜支援の種類＞

給付・還付、貸付（融資）

＜制度の内容＞

（1）補助金

ア 被災した漁港や海岸等の復旧

漁港関係等災害復旧事業

イ 被災した水産業共同利用施設の復旧

農林水産業共同利用施設災害復旧事業

ウ 漁場等に堆積した流木等の回収処理

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

水産多面的機能発揮対策事業

（2） 融資

漁業経営基盤強化金融支援事業

（3）共済

漁業共済・漁船保険について、損害評価を迅速に行い、

共済金・保険金の早期支払を実施します。

＜活用できる方＞

災害により被害を被った漁業事業者

＜お問い合わせ＞

農林水産省

＜情報元＞

農林水産省「平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨による農林水産関係被害への支援対策」

http://www.maff.go.jp/j/saigai/ooame/h3007/shien\_taisaku.html

＜ID＞

305

＜制度の名称＞

# 果樹農業好循環形成総合対策事業（果樹・茶産地再生支援対策のうち果樹対策）（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

果樹産地において、倒木や枝折れ等の被害が生じた場合に対応し、被害果樹の改植及び未収益期間に対する支援を行います。

補助率

定額、2分の1

公募時期

随時

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/05/01/index.html

＜活用できる方＞

民間団体

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

306

＜制度の名称＞

# 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業（果樹・茶産地再生支援対策のうち茶への支援対策）（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

茶産地において、倒木や枝折れ等の被害が生じた場合に対応し、被害茶樹の改植及び未収益期間に対する支援を行います。

補助率

定額

公募時期

未定

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/05/02/index.html

＜活用できる方＞

農業者等の組織する団体

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

307

＜制度の名称＞

# 粗飼料確保緊急対策事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

平成30年梅雨期豪雨及び暴風雨の影響による30年産自給飼料の品質低下防止のための発酵促進剤及び粗飼料が不足する場合の購入経費の一部等を支援。

補助率

１／２以内､定額（粗飼料の購入費助成は5千円/t以内）

公募時期

当省問い合わせ先までお問い合わせください。

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/05/03/index.html

＜活用できる方＞

民間団体

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

308

＜制度の名称＞

# 酪農経営支援総合対策事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

被災された酪農家等に対し、簡易畜舎や生乳流通関連機器等の整備、畜舎や機械等の簡易な修理、家畜導入、乳房炎治療等を支援します。また、被災された酪農家のヘルパー利用を傷病時等の互助基金の対象に追加します。

補助率

2分の1以内（妊娠牛導入は27万5千円/頭、繁殖雌牛導入は17万5千円/頭を上限）、酪農家のヘルパー利用は3分の2以内

公募時期

随時

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/05/04/index.html

＜活用できる方＞

生産者、生産者集団等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

309

＜制度の名称＞

# 肉用牛経営安定対策補完事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

被災された肉用牛農家に対し、簡易牛舎の整備、畜舎を修理するための資材の供給、飼養管理の附帯施設・機械の簡易な修理、肉用牛の地域内の農家への預託、繁殖雌牛の導入等への支援を優先実施します。

補助率

１／２以内（妊娠牛導入は27万5千円/頭、繁殖雌牛導入は17万5千円/頭を上限）

公募時期

随時

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/05/05/index.html

＜活用できる方＞

生産者・生産者集団等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

310

＜制度の名称＞

# 畜産・酪農経営安定対策のうち肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

牛マルキンに加入する被災された肥育牛生産者に対し、平成30年3月納付分の生産者積立金の納付免除等の措置を講じます。

補助率

３／４以内

公募時期

新規参入者は随時申請受付中（継続飼養者は平成28～30年度の加入は不可）

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/05/06/index.html

＜活用できる方＞

市町村から畜産関連施設（６次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた肥育牛生産者。

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

311

＜制度の名称＞

# 養豚経営安定対策補完事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

被災された養豚農家に対し、簡易豚舎の整備、豚舎を修理するための資材の供給、飼養管理の附帯施設・機械の簡易な修理、豚の緊急的な避難、繁殖用雌豚の導入等への支援を優先実施します。

補助率

2分の1以内（繁殖用雌豚の導入については、４万円/頭を上限）

公募時期

随時

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/05/07/index.html

＜活用できる方＞

生産者、生産者集団等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

312

＜制度の名称＞

# 畜産・酪農経営安定対策のうち養豚経営安定対策事業（豚マルキン）（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

豚マルキンに加入する被災された肉豚生産者に対し、平成30年度第１四半期（平成30年４～６月）の生産者負担金の納付を免除します。

補助率

１／２以内

公募時期

新規参入者は随時申請受付中（継続飼養者は平成30～32年度の加入は不可）

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/05/08/index.html

＜活用できる方＞

市町村から畜産関連施設（６次産業化関連施設を除く。）の被害を証明する書面の交付を受けた肉豚生産者。

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

313

＜制度の名称＞

# 強い農業づくり交付金（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

平成30年7月豪雨の被害を受けた産地に対し、共同利用施設や卸売市場施設の整備等を支援。

補助率

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の2分の1以内等）

公募時期

未定

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/05/09/index.html

＜活用できる方＞

都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

314

＜制度の名称＞

# 被災農業者向け経営体育成支援事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨により農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等の経費を支援します。

補助率

2分の1以内（ただし、園芸施設共済の対象となる施設については、共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて2分の1、共済未加入の場合は10分の4）。

公募時期

平成30年8月20日月曜日から平成30年9月21日金曜日まで

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/06/01/index.html

＜活用できる方＞

農業用施設等が被災した者であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊した施設の撤去等を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

315

＜制度の名称＞

# 被災農業者向け農の雇用事業、農の雇用事業（次世代経営者育成派遣研修タイプ）（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨による被災農業法人等の従業員等の就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修の実施を支援します。

補助率

定額

公募時期

随時募集

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/06/02/index.html

＜活用できる方＞

農業生産法人等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

316

＜制度の名称＞

# 農業経営者サポート事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

被災農業者の農業経営の再開ニーズに対応できるよう、農業団体等と協力して専門家による農業経営の再開に向けた個別訪問相談を実施します。

補助率

定額

公募時期

通年（事業実施主体にお尋ね下さい。）

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/06/03/index.html

＜活用できる方＞

民間団体等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

317

＜制度の名称＞

# 多面的機能支払交付金の活動組織を活用した災害復旧活動支援（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

多面的機能支払交付金の活動組織を活用し、平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨の影響により損壊等の被害を受けた農地周りの小規模な水路等に対する地域共同の復旧活動を支援します。

補助率

定額

公募時期

詳細は最寄りの市町村にお問い合わせください。

備考

対象農用地：農振農用地区域内の農用地、または、地方公共団体が多面的機能の発揮の観点から必要と認める農用地※※詳細は最寄りの市町村にお問い合わせください。

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/07/02/index.html

＜活用できる方＞

農業者団体等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

318

＜制度の名称＞

# 災害復旧事業（農地・農業用施設等）（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

地震、豪雨等により被災した農地・農業用施設及び海岸保全施設等を早期に復旧します。

補助率

50/100、65/100、80/100、2/3、4/5（補助率の嵩上げ制度あり）

備考

対象災害要件、採択限度額要件等

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/07/01/index.html

＜活用できる方＞

都道府県、市町村、土地改良区等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

319

＜制度の名称＞

# 農業水路等長寿命化・防災減災事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が発現する地区を対象に推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援します。

補助率

2分の1、定額等

公募時期

未定

備考

・総事業費200万円以上

・受益者数2者以上

・事業期間3年以内　等

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/07/03/index.html

＜活用できる方＞

都道府県、市町村、土地改良区等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

320

＜制度の名称＞

# 農地耕作条件改善事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨の被災地域において、農地等の復旧と一体的に行う大区画化、畑地化などの耕作条件の改善や、高収益作物への転換等を図る取組を支援します。

補助率

定額、2分の1等

公募時期

随時（最寄りの地方農政局にお問い合わせください）

備考

・農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、または重点実施区域に指定されることが確実を見込まれる地域

・総事業費200万円以上

・受益者数2者以上

・農地中間管理機構との連携概要の策定 等

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/07/04/index.html

＜活用できる方＞

事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

321

＜制度の名称＞

# 鳥獣被害防止総合対策交付金（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

平成30年度梅雨期における豪雨及び暴風雨により被災した鳥獣被害防止施設等の再整備を支援します。

補助率

都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の１／２以内等）

備考

被害防止計画が作成されていること又は作成されること、受益農家戸数が３戸以上であること、施設の耐用年数が一定年数以上であること、費用対効果が1以上であること等

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/07/05/index.html

＜活用できる方＞

地域協議会、民間団体等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

322

＜制度の名称＞

# 農村地域防災減災事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を実施します。

補助率

2分の1、55％、定額等

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/07/06/index.html

備考

・農村地域防災減災総合計画に位置づけられていること。

・ため池整備（ため池の豪雨対策、地震対策等）は受益面積2ha以上かつ総事業費800万円以上　等

＜活用できる方＞

都道府県、市町村、土地改良区等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

323

＜制度の名称＞

# 農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨により発生したため池被害等を踏まえ、ため池の総合的な防災・減災対策を支援します。

補助率

定額、2分の1等

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/07/0７/index.html

＜活用できる方＞

都道府県、市町村、土地改良区等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

324

＜制度の名称＞

# 経営所得安定対策（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

ゲタ対策及びナラシ対策について、担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）を対象として実施します。このうち、ナラシ対策に係る積立金の納付期限を延長します。

補助率

ゲタ対策（畑作物の直接支払交付金）：定額（単価方式による数量払、面積払）

ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策）：国3：加入者1の割合で拠出

公募時期

ナラシ対策に係る積立金の納付期限を延長：現行 平成30年7月31日 → 延長後 平成30年10月1日

備考

積立金の納付期限の延長については、岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、岡山県、広島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県及び長崎県に住所を有している者。

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/08/01/index.html

＜活用できる方＞

認定農業者、集落営農、認定新規就農者。

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

325

＜制度の名称＞

# 水田活用の直接支払交付金（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

食料自給率・自給力の向上を図るため、飼料用米、麦、大豆など、戦略作物の本作化を進めるとともに、地域の特色のある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組を支援することにより、水田のフル活用を図ります。

補助率

定額

公募時期

平成30年4月1日～平成30年7月2日

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/08/02/index.html

＜活用できる方＞

販売農家、集落営農

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

326

＜制度の名称＞

# 畜産特別支援資金融通事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

用途

経営悪化で負債の償還に支障が生じた経営体に対して、大家畜・養豚特別支援資金について、通常の貸付日（５月及び11月の末日）に加え、当面の間、毎月末に貸付日を追加して、緊急的に融通します。

金利（参考）

0.3%（平成30年7月19日現在）

借入限度額

都道府県知事等の承認を受けた経営改善計画に定める借入計画額

償還期限

【大家畜】

・一般：15年以内（うち据置３年以内）

・特認・経営継承：25年以内（うち据置５年以内）

【養豚】

　一般：７年以内（うち据置３年以内）

　特認・経営継承：15年以内以内（うち据置５年以内）

備考

※(独)農畜産業振興機構により実施されます。

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/yusi/05/37/index.html

＜活用できる方＞

負債の償還が困難な大家畜経営又は養豚経営

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

327

＜制度の名称＞

# 農林漁業セーフティネット資金（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

用途

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨により被害を受けた農業者が、経営を再建するために必要な長期かつ低利の運転資金

金利（参考）

0.20%（平成30年７月19日現在）

借入限度額

1 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の12分の12又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額（通常は12分の3）

2 1以外の場合：1,200万円（通常は600万円）

償還期限

10年以内（うち据置期間３年以内）

備考

利子助成により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることが可能

実質無担保・無保証人での融資を受けることが可能。

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/yusi/06/62/index.html

＜活用できる方＞

認定農業者、主業農業者、認定新規就農者、集落営農組織等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

328

＜制度の名称＞

# 農業経営基盤強化資金（スーパーＬ資金）（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

用途

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨により被害を受けた農業者が、農業経営改善計画の達成に必要な長期かつ低利の資金

金利（参考）

0.20％～0.30％（平成30年７月19日現在）

借入限度額

個人 3億円（複数部門経営等は6億円）

法人 10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円）

償還期限

25年以内(うち据置期間10年以内)

備考

利子助成により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることが可能(間接的に被害を受けた農林漁業者を含む)

実質無担保・無保証人での融資を受けることが可能

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/yusi/06/63/index.html

＜活用できる方＞

認定農業者

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

329

＜制度の名称＞

# 経営体育成強化資金（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

用途

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨(5月20日から7月10日まで)により被害を受けた農業者の、

1 前向き投資資金

2 償還負担軽減資金（再建整備資金、償還円滑化資金）

3 事業再生支援資金

金利（参考）

0.30%（平成30年７月19日現在）

借入限度額

個人1.5億円、法人5億円の範囲内で（1）～（3）の合計額

（1） 前向き投資資金 負担額の80％

（2） 償還負担軽減資金

（3） 事業再生支援資金 負担額の100％

償還期限

25年以内（据置3年以内、果樹の新植等は10年以内）

備考

利子助成により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることが可能(間接的に被害を受けた農林漁業者を含む)

実質無担保・無保証人での融資を受けることが可能

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/yusi/06/64/index.html

＜活用できる方＞

農業を営む者(主業農業者､認定新規就農者､集落営農組織など)

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

330

＜制度の名称＞

# 農林漁業施設資金（災害復旧）（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

用途

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨(5月20日から7月10日まで)により被害を受けた農業者の、

(1) 農舎、畜舎、農機具等の復旧費用

(2) 果樹の改植等の費用

(3) 農産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設等の復旧費用

金利（参考）

貸付期間に応じて年0.20～0.22％

（果樹、共同利用施設は年0.20～0.30％）

（平成30年7月19日現在）

借入限度額

負担額全額又は1施設あたり1,200万円のいずれか低い額

（通常は負担額の80％の額又は1施設あたり300万円のいずれか低い額）

償還期限

(1)用途(1)の場合15年以内（うち据置期間3年以内）

(2)用途(2)の場合25年以内（うち据置期間10年以内）

(3)用途(3)の場合20年以内（うち据置期間3年以内）

備考

利子助成により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることが可能

実質無担保・無保証人での融資を受けることが可能

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/yusi/06/65/index.html

＜活用できる方＞

(1)・(2)農業を営む者、

(3)農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、土地改良区及土地改良区連合等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

331

＜制度の名称＞

# 農業基盤整備資金（基盤の復旧）（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

用途

平成30年梅雨期おける豪雨及び暴風雨により被害を受けた農業者等が、かんがい排水、ほ場、農道、農地、牧野、牧道及びその他施設の復旧に要するために必要な長期かつ低利の資金

金利（参考）

0.20%～0.30%（平成30年７月19日現在）

借入限度額

貸付けを受ける者が当該年度に負担する額

償還期限

25年以内(うち据置期間10年以内)

備考

利子助成により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることが可能

実質無担保・無保証人での融資を受けることが可能

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/yusi/06/66/index.html

＜活用できる方＞

農業を営む者、土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限る）、農協、農協連合会及び農業振興法人等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

332

＜制度の名称＞

# 農業近代化資金（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

用途

平成30年梅雨期における豪雨及び暴風雨により被害を受けた農業者等が、経営改善を図るのに必要な長期かつ低利の資金

金利（参考）

0.30%（平成30年7月19日現在）

借入限度額

農業を営む者：個人18百万円、法人・団体2億円

農協等：15億円（大臣が承認した場合はその承認額）

償還期限

資金使途に応じ7～20年以内（据置2～7年以内）

備考

利子助成により、貸付当初5年間実質無利子での融資を受けることが可能(間接的に被害を受けた農林漁業者を含む)

農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除

実質無担保・無保証人での融資を受けることが可能

http://www.maff.go.jp/j/g\_biki/yusi/06/67/index.html

＜活用できる方＞

(1) 農業を営む者（認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織など）

(2) 農協、農協連合会

(3) (1)～(2) 又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

333

＜制度の名称＞

# 林業・木材産業成長産業化促進対策（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

被災した木材加工流通施設、特用林産施設等、被災地域における林業・木材産業の再建に必要な機械施設の復旧・整備を支援します。また、被災施設の撤去等の費用も支援します。

補助率

定額、2分の1、3分の1以内等

http://www.rinya.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/10/01/index.html

＜活用できる方＞

都道府県、市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、森林整備法人等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

334

＜制度の名称＞

# 森林整備事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

梅雨期における豪雨及び暴風雨により被災した森林の整備及び森林作業道の復旧を実施します。

補助率

３／１０等

http://www.rinya.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/10/02/index.html

＜活用できる方＞

都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

335

＜制度の名称＞

# 林道施設災害復旧事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

林地の利用または森林の保全・管理のため、地方公共団体、森林組合等が管理する林道が、自然災害により被災した場合の復旧事業

補助率

基本補助率：奥地幹線林道10分の6.5、その他林道10分の5

http://www.rinya.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/10/03/index.html

＜活用できる方＞

都道府県、市町村、森林組合等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

336

＜制度の名称＞

# 災害関連緊急治山事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

再度災害を防止するため、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地又はなだれ発生地を当該災害発生年に緊急に復旧整備する保安施設事業であって、それに要する費用の一部を国が補助するものです。

補助率

3分の2

http://www.rinya.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/10/04/index.html

＜活用できる方＞

都道府県

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

337

＜制度の名称＞

# 林地崩壊防止事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

激甚災害法により激甚災害として指定され、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命財産等に直接危害を及ぼすおそれがあるものについて、林地の保全上必要な施設を新設し再度災害を防止するための事業です。

補助率

事業費の2分の1以内

http://www.rinya.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/10/06/index.html

＜活用できる方＞

市町村

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

338

＜制度の名称＞

# 治山事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨により発生した山地災害等に対応するため、荒廃山地等の復旧整備を実施するとともに、山地災害の危険性が高い地区の事前防災・減災対策を推進します。

補助率

定率、2分の1等

http://www.rinya.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/10/07/index.html

＜活用できる方＞

都道府県

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

339

＜制度の名称＞

# 治山施設災害復旧事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、地方公共団体が施行管理している林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設が被災した場合の復旧に要する経費の一部を国が補助します。

補助率

3分の2、(6.5分の10）

http://www.rinya.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/10/05/index.html

＜活用できる方＞

都道府県、（市町村）

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

340

＜制度の名称＞

# 林業施設整備等利子助成事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

用途

平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨等の自然災害による被害を受けた林業者等が行う災害からの復旧・復興

金利（参考）

最長10年間実質無利子化

［最新の金利については、取扱金融機関にお問い合わせ下さい。］

借入限度額

農林漁業セーフティネット資金、林業基盤整備資金、農林漁業施設資金に同じ

償還期限

農林漁業セーフティネット資金、林業基盤整備資金、農林漁業施設資金に同じ

備考

全国木材協同組合連合会に申請し、審査委員会によって承認されれば、最大2％、最長10年間の利子助成を受けることができる

http://www.rinya.maff.go.jp/j/g\_biki/yusi/10/34/index.html

＜活用できる方＞

自然災害の被害を受け、市町村による罹災証明等により被害内容を証明できる林業者等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

341

＜制度の名称＞

# 漁業経営基盤強化金融支援事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

平成30年7月豪雨により影響を受け、資金を必要とする漁業を営む個人又は法人が負担する災害関連資金等の金利を最大2%助成し、負担の軽減（実質無利子化）を図ります。

補助率

定額

備考

市町村長等からの罹災証明が必要

http://www.jfa.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/11/01/index.html

＜活用できる方＞

平成30年7月豪雨による被災漁業者

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

342

＜制度の名称＞

# 水産多面的機能発揮対策事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

漁業者等が行う水産業・漁村の持つ多面的機能の発揮に資する藻場・干潟等の保全や海難救助など地域の取組を支援します。

補助率

定額、2分の1以内

備考

今般の流木等により影響を受けた沿岸海域等の環境を緊急に改善するため、漁業者等の活動組織が行う環境・生態系保全活動を優先採択可能とするとともに、災害対策として行う同一活動項目の重複実施制限を不適用。

http://www.jfa.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/11/02/index.html

＜活用できる方＞

地域協議会、活動組織

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

343

＜制度の名称＞

# 災害復旧事業等（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

被災した漁港施設等の復旧

補助率

3分の2等

備考

1箇所の工事の費用が都道府県等の場合120万円以上、市町村の場合60万円以上 等

http://www.jfa.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/11/03/index.html

＜活用できる方＞

漁港管理者等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

344

＜制度の名称＞

# 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

洪水、台風等により海岸に漂着した流木等が海岸保全施設の機能を阻害する場合に、緊急的に流木等の回収・処理。

補助率

2分の1

備考

海岸保全区域内に漂着、海岸保全施設又は区域から1km以内の区域に漂着。漂着量が1,000平方メートル以上

本事業は海岸に漂着した流木等を回収するものであり、漂流物（海面を漂流しているもの）は対象になりません。

http://www.jfa.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/11/04/index.html

＜活用できる方＞

海岸管理者である都道府県、市町村

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

345

＜制度の名称＞

# 漁業者保証円滑化対策事業（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害の被災漁業者が、実質無担保・無保証人で保証を受けられるよう、当該保証に係る回収金の減少見合について保証機関に交付。

補助率

2分の1、5分の2

備考

市町村等からの罹災証明書が必要

http://www.jfa.maff.go.jp/j/g\_biki/hojyo/30/2/11/05/index.html

＜活用できる方＞

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害による被災漁業者

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

346

＜制度の名称＞

# 農林漁業セーフティネット資金（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

用途

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、漁業経営の維持安定が困難な漁業者が、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金。

金利（参考）

0.2%（平成30年7月19日現在）

［最新の金利については、取扱金融機関にお問い合わせ下さい。］

借入限度額

600万円

ただし、簿記記帳を行っている場合、年間経営費の12分の3又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額

償還期限

10年以内（うち据置期間3年以内）

備考

「漁業経営基盤強化金融支援事業」により貸付当初約5年間実質無利子化

http://www.jfa.maff.go.jp/j/g\_biki/yusi/11/34/index.html

＜活用できる方＞

認定漁業者、主として漁業を営む者（個人・法人）

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

347

＜制度の名称＞

# 農林漁業施設資金（共同利用施設）（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

用途

共同利用施設等の復旧を行うためにご利用いただける資金。

金利（参考）

借入期間に応じて0.20～0.30％（平成30年7月19日現在）

［最新の金利については、取扱金融機関にお問い合わせ下さい。］

借入限度額

負担額の80％に相当する額

償還期限

20年以内（うち据置期間3年以内）

http://www.jfa.maff.go.jp/j/g\_biki/yusi/11/35/index.html

＜活用できる方＞

水産業協同組合（漁業生産組合を除く）

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

348

＜制度の名称＞

# 農林漁業施設資金（災害復旧）（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

用途

被災した漁船の復旧、被災した漁具・内水面養殖施設・海面養殖施設・漁船漁業用施設等の復旧を行うためにご利用いただける資金。

金利（参考）

借入期間に応じて0.20～0.22％（平成30年7月19日現在）

［最新の金利については、取扱金融機関にお問い合わせ下さい。］

借入限度額

水産施設（漁船を除く）1施設あたり300万円（特認600万円）

漁船 20トン未満 1隻あたり1,000万円、20トン以上 1席あたり4.5億円（特例：漁業種類に応じて6億円～11億円）

償還期限

15年以内（うち据置期間3年以内）

備考

「漁業経営基盤強化金融支援事業」により貸付当初約5年間実質無利子化

http://www.jfa.maff.go.jp/j/g\_biki/yusi/11/36/index.html

＜活用できる方＞

漁業者（個人・法人（従業員数が300人以下であり、かつ使用漁船の総トン数が3,000トン以下の者に限る））

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

＜ID＞

349

＜制度の名称＞

# 漁業近代化資金（30年梅雨期豪雨等対応）

＜支援の種類＞

貸付（融資）

＜制度の内容＞

用途

漁船の改造・建造又は取得、漁具、養殖施設（種苗・餌料含む）、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得にご利用頂ける資金。

金利（参考）

0.30～0.35%（平成30年7月19日現在）

［最新の金利については、取扱金融機関にお問い合わせ下さい。］

借入限度額

漁船漁業者：9千万円（20トン未満漁船を使用する者）、3億6千万円（20トン以上漁船を使用する者）

養殖業者：9千万円（個人）、3億6千万円（法人）

漁協等：12億円

償還期限

20年以内（うち据置期間3年以内）（償還期限は資金使途により異なる）

備考

「漁業経営基盤強化金融支援事業」により貸付当初約5年間実質無利子化

http://www.jfa.maff.go.jp/j/g\_biki/yusi/11/37/index.html

＜活用できる方＞

漁業者（個人、法人）、水産加工業者（個人、法人）、漁業生産組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合等

＜お問い合わせ＞

詳細は情報源をご確認ください

＜情報元＞

農林水産省「逆引き事典」（2018年9月7日時点）

https://www.gyakubiki.maff.go.jp/

1. 安全な地域づくりへの支援

＜ID＞

053

＜制度の名称＞

# 災害公営住宅の整備

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●災害により住宅を失った低額所得者に賃貸するための公営住宅を整備等する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。

●災害公営住宅の整備については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としません。

＜活用できる方＞

●地方公共団体

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

054

＜制度の名称＞

# 既設公営住宅の復旧

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●災害により被害を受けた既設公営住宅等（改良住宅・地域優良賃貸住宅（公共供給型））や共同施設（集会所、管理事務所等）を復旧する場合に、国が支援を行うことで地方公共団体の負担を軽減する特例制度です。

　１．公営住宅等が滅失した場合の再建

　２．公営住宅等が損傷した場合の補修

　３．公営住宅等を再建するための宅地の復旧

●既設公営住宅等の復旧については、緊急かつ機動的な対応が求められることから、地域住宅計画への位置付けを必要としません。

＜活用できる方＞

地方公共団体

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

055

＜制度の名称＞

# 市街地再開発事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●市街地再開発事業は、中心市街地等の木造家屋が密集して防災上危険な地区や、駅前広場等の公共施設の整備の遅れている地区を再整備する事業です。

●敷地を共同化し、高度利用することによって、多くの床や公共施設用地を生み出します。従前権利者の権利は、原則として等価で新しい再開発ビルの床に置き換えられます。高度利用によって新たに生み出された床の処分金収入は事業費にあてられます。

●基本計画作成や調査設計、土地整備、共同施設整備などが助成対象となっております。

＜活用できる方＞

個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社等

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

056

＜制度の名称＞

# 宅地耐震化推進事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●大地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落及び宅地の液状化による被害を防止するため、大規模盛土造成地などの変動予測調査及び防止対策を推進する事業です。

●滑動崩落防止工事及び液状化防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用が交付対象です。

●排水工、アンカー工、擁壁工等の滑動崩落防止工事及び地下水位低下工法等の宅地と公共施設との一体的な液状化対策に要する費用が交付対象です。

●規模や家屋数などの一定の要件を満たしていることが必要です。

＜活用できる方＞

地方公共団体

＜お問い合わせ＞

国土交通省都市局都市安全課都市防災対策企画室

TEL：０３－５２５３－８４０２

FAX：０３－５２５３－１５８７

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

057

＜制度の名称＞

# 都市防災総合推進事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●地震等による都市災害を対象として防災上重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にし、住民等の防災意識の向上等を図るために行う災害危険度判定調査が交付対象です。

●防災上危険な密集市街地等において、住民等のまちづくり活動を活性化するために行う事業が交付対象です。

●避難地・避難路等の地区公共施設の整備、避難所・津波避難タワー・耐震性貯水槽・備蓄倉庫等の防災まちづくり施設の整備などが交付対象です。

●激甚災害に指定された市町村を対象に、復興まちづくり計画の策定から公共施設や共同施設・修景施設等の整備までを一体的に支援するメニューがあります。

＜活用できる方＞

地方公共団体

＜お問い合わせ＞

国土交通省都市局都市安全課

TEL：０３－５２５３－８４０１

FAX：０３－５２５３－１５８７

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

058

＜制度の名称＞

# 土地区画整理事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●用地買収方式によらず、換地手法を用いて、道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図ることにより、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給に資する事業です。

●調査設計費や公共施設工事費、移転移設補償費などが助成対象となっております。

＜活用できる方＞

地方公共団体等

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

059

＜制度の名称＞

# 街なみ環境整備事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●生活道路や公園・広場等の地区施設が未整備であったり、街並みが良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅や地区施設等の整備改善を行う事業です。

●地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動や、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備のほか、地区住民の行う門・塀等の移設や住宅等の修景なども補助対象となっており、補助率は１／２又は１／３です。

＜活用できる方＞

地方公共団体、土地所有者等

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

060

＜制度の名称＞

# 住宅市街地基盤整備事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●住宅及び宅地の供給を促進することが必要な地域における住宅建設事業及び宅地開発事業の推進を図るため、住宅宅地事業に係る関連公共施設等の整備を総合的に行う事業です。

●道路、都市公園、下水道、河川、砂防設備等の公共施設整備のほか、多目的広場、公開空地、電線類の地下埋設等の居住環境基盤施設整備等が補助対象となっています。

＜活用できる方＞

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

061

＜制度の名称＞

# 住宅市街地総合整備事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備改善など都市再生の推進に必要な課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う事業です。

●整備計画策定、住宅整備、公共施設の整備などが補助対象となっています。

＜活用できる方＞

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

062

＜制度の名称＞

# 住宅地区改良事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的建設を促進する事業です。

●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、改良住宅（賃貸）建設、改良住宅（賃貸）用地取得造成、一時収容施設設置費、改良住宅（分譲）の共同施設整備などが補助対象となっています。

＜活用できる方＞

地方公共団体

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

063

＜制度の名称＞

# 小規模住宅地区等改良事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備改善又は災害の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を実施する事業です。

●不良住宅の買収除却、公共施設や地区施設の設備、小規模改良住宅の建設などが補助対象となっています。

＜活用できる方＞

地方公共団体

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

064

＜制度の名称＞

# 優良建築物等整備事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●市街地の改善整備、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための事業です。

●一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備などが補助対象となっています。

●この事業には、「優良再開発型」「市街地住宅供給型」「既存ストック再生型」「都市再構築型」の４つのタイプがあります。

●マンション再建に活用できます。

＜活用できる方＞

地方公共団体、独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

065

＜制度の名称＞

# 防災集団移転促進事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する事業です。

●住宅団地の用地取得造成、移転者の住宅建設・土地購入（ローン利子相当額）、住宅団地の公共施設の整備、移転促進区域内の宅地等の買い取り、移転者の住居の移転費用などが補助対象となっております。

●住宅団地について、１０戸以上（移転しようとする住居の数が２０戸を超える場合には、その半数以上の戸数）の規模であることが必要です。

＜活用できる方＞

市町村（特別な場合は都道府県）

＜お問い合わせ＞

国土交通省都市局都市安全課

TEL：０３－５２５３－８４０１

FAX：０３－５２５３－１５８７

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

066

＜制度の名称＞

# がけ地近接等危険住宅移転事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に建っている危険住宅の移転を行う方に対して、住宅の除却費や新築する住宅の建設費、土地の取得等に要する経費の一部を補助する事業です。補助率は１／２です。

＜活用できる方＞

市町村（原則として）

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

067

＜制度の名称＞

# 災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

＜支援の種類＞

助成・補助

＜制度の内容＞

●市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地のうち、激甚災害に伴い崩壊等が発生し、放置すると人家２戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所においてがけ崩れ防止工事を実施する事業です。補助率は１／２です。

＜活用できる方＞

市町村

＜お問い合わせ＞

都道府県、市町村

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

1. 相談窓口

＜ID＞

068

＜相談窓口名＞

# 事業資金相談ダイヤル

＜支援の種類＞

サービス

＜相談内容、概要等＞

●中小企業、小規模事業者及び農林漁業者向けの融資制度やお申込み手続き等に関する相談を受付けています。

受付時間は平日午前９時から午後7時まで。

＜お問い合わせ＞

●事業資金相談ダイヤル

　０１２０－１５４―５０５

　http://www.jfc.go.jp/（日本政策金融公庫）

●災害が発生した場合の特別相談窓口等も設置しています。

　・特別相談窓口一覧（日本政策金融公庫）

　　http://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynet/index.html

　・沖縄においての相談窓口一覧

　　http://www.okinawakouko.go.jp/consultation/

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

101

＜制度の名称＞

# 特別相談窓口での電話相談や窓口相談

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●今次災害で影響を受けられた中小企業・小規模事業者の方々が各種相談をできるよう、地方経済産業局等の政府機関、中小企業支援機関、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置しています。

＜活用できる方＞

平成30年７月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

＜お問い合わせ＞

各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（第3.2版）平成30年8月3日付」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

116

＜制度の名称＞

# 財務状況の改善に関する相談・支援（二重ローンを含む）

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●公的な第三者機関である中小企業再生支援協議会が、既往債務の返済繰り延べや債務免除などの抜本的な金融支援を必要とする事業者に対し、事業再生計画の策定や債権者間調整などの支援を行います。

【支援内容】

中小企業再生支援協議会が事業者の個別の事情に応じて以下の対応を行います。

・財務状況の改善や資金繰りに関する窓口相談

・課題の解決に向けた助言、適切な支援策や支援機関の紹介

・既往債務の返済繰り延べや債務免除などのための債権者調整

・既往債務の金融支援や災害復旧のための新規融資などを含めた再生計画の策定支援

＜活用できる方＞

平成30年７月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者で、

・既存の借金が負担となって経営に支障が生じている、もしくは生じる懸念のある方

・既存の借金が負担となって復旧などのための新規借り入れが困難など資金繰りにお困りの方（いわゆる二重ローンでお困りの方）

＜お問い合わせ＞

各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

110

＜制度の名称＞

# ミラサポ専門家派遣

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●よろず支援拠点や、地域プラットフォーム（※）にご来訪いただくか、お電話をいただければ、経営や資金繰り、税務、会計、雇用、ＩＴなどの専門家を派遣します。

　通常は、窓口訪問後、一定のコンサルティングを受けてから専門家の派遣を行っていますが、被災された事業者のご負担を考慮して、お電話のみのご相談後に、専門家の派遣を行うこととします。

※地域プラットフォームは、商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携したグループです。

【支援内容】

　収益性の改善が図れず、売上回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど、多種多様な経営課題に対応します。

　専門家の派遣は3回(事業承継に係る課題の場合は5回)まで無料です（「ミラサポ」に登録されている全国の約7,000名の専門家の中から派遣）。

【主な想定事例】

・運転資金確保が困難となった企業に対し、資金繰り計画と需要見通しの整理や事業計画の策定を支援。

・顧客離れで経営が困難となった企業に対し、新規顧客獲得等に向けた取組を支援。

＜活用できる方＞

平成30年７月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

＜お問い合わせ＞

専門家派遣事業事務局

平日：9：00～17：00　（電話）03-5542-1685

専門家派遣制度について、詳しくは以下のＵＲＬをご覧ください。

URL：<https://www.mirasapo.jp/specialist>

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

131

＜制度の名称＞

# 被災商店街への専門家等の派遣

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

被災商店街の復興に向けて商店街よろず相談アドバイザーの派遣や、情報・ノウハウ提供事業を行います。

商店街よろず相談アドバイザーを派遣します。

（株）全国商店街支援センターは、専門家（商店街相談アドバイザー等）を派遣し、被災された商店街 及び周辺商店街に対するよろず相談への対応を行います。

【お受けできる相談の内容】 ・商店街の復旧・復興に係る課題の抽出 ・上記検討のための現状分析 ・課題の特定と商店街の復旧・復興に向けた取組みと具体策等

【相談にかかる費用】

・無料（※原則３回）

商店街の復興に向けた情報・ノウハウ提供事業を行います。

（株）全国商店街支援センターは、豪雨の被害を受けた商店街の求めに応じ、阪神大震災、新潟中越 地震、東日本大震災、熊本地震等の災害からの復旧・復興に携わった経験を持つ実務家等を派遣し、 復旧・復興に係る取組事例やノウハウ等を伝えるための研修を行います。

【研修会の内容】

・過去の災害の事例を中心とした情報提供（被災状況、復興のためのビジョン、プロセス等の紹介）

【研修にかかる費用】

・無料

＜活用できる方＞

平成30年７月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

＜お問い合わせ＞

（株）全国商店街支援センター

所在地： 東京都中央区湊 1 丁目 6-11 ACN八丁堀ビル4 階

電話番号： 03-6228-3061

メールアドレス： yousei-s@shoutengai-shien.com

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月30日第6版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

132

＜制度の名称＞

# 復興支援アドバイザー制度

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

平成３０年７月豪雨により被災された中小企業者等の方々に復興支援アドバイザーを派遣し、復旧・ 復興を地元支援機関等と供に支援します。

平成３０年７月豪雨で被災した地域で、広島県、岡山県、愛媛県など主に中小企業等グループ補助金 等を活用して復旧・復興しようとしている中小企業者等に、企業経営や店舗経営の経験者や中小企業診断 士、公認会計士、税理士等の様々な分野のアドバイザーを無料で派遣し、事業計画の作成や店舗運営等 に係るアドバイスを行うことにより、今後の中小企業者等の事業再建に向けた支援を行う。

【主な想定事例】

（事例１：中小企業等グループ補助金の活用策をアドバイザーが助言）

グループ補助金の申請に先立って策定する復興事業計画にあたり、グループ形成や共同事業の進め方等 について、支援機関等と連携して助言。

（事例２：アドバイザーと相談しながら復旧・復興計画の作成）

製造部門が被害を受け、この先の見通しが立たない事業者に対して、SWOT分析や、財務分析の助言など を受けて復旧・復興にむけた新たな事業計画書を作成。補助金や新規融資獲得に活用。

＜活用できる方＞

平成30年７月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

＜お問い合わせ＞

中小企業基盤整備機構 震災復興支援部 （電話）03-5470-1501

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月30日第6版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

106

＜制度の名称＞

# 金融庁相談ダイヤル（金融機関とのトラブル等）

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●金融サービス利用者相談室においては、平成３０年７月豪雨発生に際し、被災者等からの各種金融機関の窓口のお問合せや金融機関等とのお取引に関するご相談等への対応のため、「平成３０年７月豪雨金融庁相談ダイヤル」を下記のとおり、開設しました。

受付時間

平日10：00～17：00（電話での受付） ※ファックス、メールは24 時間受付

電話での受付　　0120-156-811（フリーダイヤル） ※IP電話からは 03-5251-6813 におかけください。

ファックスでの受付　03-3506-6699

メールでの受付　　 saigai@fsa.go.jp

文書での受付 〒100－8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

金融庁 金融サービス利用者相談室

（注）ファックス、メール、文書で受け付けさせて頂いた場合には、相談室より、原則平日10：00～17：00 の間に、お電話をお返し致します。なお、フリーダイヤルは通話料金無料です。

（注）一般の「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」については、0570-016811（ＩＰ電話からは、03-5251-6811）におかけください。

＜活用できる方＞

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

＜お問い合わせ＞

各機関の窓口は、情報元のお問合せ一覧をご覧ください。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（第3.2版）平成30年8月3日付」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

107

＜制度の名称＞

# 下請取引について、親事業者への配慮要請

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●平成30年7月豪雨の発生に伴い、工場の操業停止や交通インフラの損害が確認される等、取引上の影響は、全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

　経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者（1,228団体）に、不当な取引条件の押し付けが無いよう、親事業者の必要な配慮等について要請しています。

（要請事項）

　①親事業者においては、今回の豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること。

　②親事業者においては、今回の豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

＜活用できる方＞

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

＜お問い合わせ＞

「下請かけこみ寺」

〇一般的な取引関係のご相談

TEL：0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）

〇消費税転嫁に関するご相談

TEL：0120‐300‐217

中小企業庁取引課　　TEL：03-3501-1669。

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（第3.2版）平成30年8月3日付」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

118

＜制度の名称＞

# 型の保管・管理に関してお困りの方

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●今回の豪雨によって、親事業者から預かっていた金型等が、破損や消失、汚損等してしまった際に、自然災害を理由として、下請事業者が責任を負わなくてもよい場合がございます。

　金型等について破損等があった場合には、まずは発注者・取引先にご相談ください。

　また、取引関係でお困りごとがある場合は、「下請かけこみ寺」までご連絡ください。

＜活用できる方＞

今般の自然災害による型に関してお困りの中小企業・小規模事業者

＜お問い合わせ＞

「下請かけこみ寺」

（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

119

＜制度の名称＞

# リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）では、リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じ、助言、リース会社の相談窓口をご案内します。

【ご相談例】

　　①リース物件のリース料について、事業が軌道にのるまで、その支払いを止めることができないか。

　　②リース物件が水災で使用できなくなった場合にリース料の支払いをどうすればよいのか。

　　③リース物件に付保されている動産総合保険（※）の手続き

　　　（※）通常は、この保険によって、リース物件が滅失したときの損害賠償金＝残りのリース料相当額のお支払いが免除されます。

＜活用できる方＞

平成30年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者、リース契約の保証人

＜お問い合わせ＞

　リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

　　　（電話）　０３－３５９５－２８０１

　　　　　　　（受付　平日10時～12時、13時～16時）

＜情報元＞

中小企業庁「被災中小企業者等支援策ガイドブック（平成30年8月3日第3.2版）」

http://www.chusho.meti.go.jp/201807gouu/index.html

＜ID＞

069

＜相談窓口名＞

# こころの健康相談

＜支援の種類＞

サービス

＜相談内容、概要等＞

●こころの健康についての相談を行っています。電話や面接で相談ができます。センターの規模によって異なりますが、医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者、作業療法士などの専門職がいます。

＜お問い合わせ＞

●都道府県・指定都市の精神保健福祉センター一覧

【北海道】

センター名：北海道立精神保健福祉センター

電話番号（代表）：011-864-7121

【札幌市】

センター名：札幌市精神保健福祉センター

電話番号（代表）：011-622-0556

【青森県】

センター名：青森県立精神保健福祉センター

電話番号（代表）：017-787-3951

【岩手県】

センター名：岩手県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：019-629-9617

【宮城県】

センター名：宮城県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：0229-23-0021

【仙台市】

センター名：仙台市精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）

電話番号（代表）：022-265-2191

【秋田県】

センター名：秋田県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：018-831-3946

【山形県】

センター名：山形県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：023-624-1217

【福島県】

センター名：福島県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：024-535-3556

【茨城県】

センター名：茨城県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：029-243-2870

【栃木県】

センター名：栃木県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：028-673-8785

【群馬県】

センター名：群馬県こころの健康センター

電話番号（代表）：027-263-1166

【埼玉県】

センター名：埼玉県立精神保健福祉センター

電話番号（代表）：048-723-3333

【さいたま市】

センター名：さいたま市こころの健康センター

電話番号（代表）：048-851-5665

【千葉県】

センター名：千葉県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：043-263-3891

【千葉市】

センター名：千葉市こころの健康センター

電話番号（代表）：043-204-1582

【東京都】

センター名：東京都立中部総合精神保健福祉センター

電話番号（代表）：03-3302-7575

【東京都】

センター名：東京都立多摩総合精神保健福祉センター

電話番号（代表）：042-376-1111

【東京都】

センター名：東京都立精神保健福祉センター

電話番号（代表）：03-3834-4100

【神奈川県】

センター名：神奈川県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：045-821-8822

【横浜市】

センター名：横浜市こころの健康相談センター

電話番号（代表）：045-671-4455

【川崎市】

センター名：川崎市精神保健福祉センター

電話番号（代表）：044-200-3195

【相模原市】

センター名：相模原市精神保健福祉センター

電話番号（代表）：042-769-9818

【新潟県】

センター名：新潟県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：025-280-0111

【新潟市】

センター名：新潟市こころの健康センター

電話番号（代表）：025-232-5551

【富山県】

センター名：富山県心の健康センター

電話番号（代表）：076-428-1511

【石川県】

センター名：石川県こころの健康センター

電話番号（代表）：076-238-5761

【福井県】

センター名：福井県精神保健福祉センター

電話番号（代表）:0776-24-5135

【山梨県】

センター名：山梨県立精神保健福祉センター

電話番号（代表）：055-254-8644

【長野県】

センター名：長野県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：026-227-1810

【岐阜県】

センター名：岐阜県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：058-231-9724

【静岡県】

センター名：静岡県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：054-286-9245

【静岡市】

センター名：静岡市こころの健康センター

電話番号（代表）：054-285-3011

【浜松市】

センター名：浜松市精神保健福祉センター

電話番号（代表）：053-457-2709

【愛知県】

センター名：愛知県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：052-962-5377

【名古屋市】

センター名：名古屋市精神保健福祉センター

電話番号（代表）：052-483-2095

【三重県】

センター名：三重県こころの健康センター

電話番号（代表）：059-223-5241

【滋賀県】

センター名：滋賀県立精神保健福祉センター

電話番号（代表）：077-567-5010

【京都府】

センター名：京都府精神保健福祉総合センター

電話番号（代表）：075-641-1810

【京都市】

センター名：京都市こころの健康増進センター

電話番号（代表）：075-314-0355

【大阪府】

センター名：大阪府こころの健康総合センター

電話番号（代表）：06-6691-2811

【大阪市】

センター名：大阪市こころの健康センター

電話番号（代表）：06-6922-8520

【堺市】

センター名：堺市こころの健康センター

電話番号（代表）：072-245-9192

【兵庫県】

センター名：兵庫県立精神保健福祉センター

電話番号（代表）：078-252-4980

【神戸市】

センター名：神戸市こころの健康センター

電話番号（代表）：078-371-1900

【奈良県】

センター名：奈良県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：0744-43-3131

【和歌山県】

センター名：和歌山県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：073-435-5194

【鳥取県】

センター名：鳥取県立精神保健福祉センター

電話番号（代表）：0857-21-3031

【島根県】

センター名：島根県立心と体の相談センター

電話番号（代表）：0852-32-5905

【岡山県】

センター名：岡山県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：086-272-8839

【岡山市】

センター名：岡山市こころの健康センター

電話番号（代表）：086-803-1273

【広島県】

センター名：広島県立総合精神保健福祉センター

電話番号（代表）：082-884-1051

【広島市】

センター名：広島市精神保健福祉センター

電話番号（代表）：082-245-7746

【山口県】

センター名：山口県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：0835-27-3480

【徳島県】

センター名：徳島県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：088-625-0610

【香川県】

センター名：香川県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：087-804-5565

【愛媛県】

センター名：愛媛県心と体の健康センター

電話番号（代表）：089-911-3880

【高知県】

センター名：高知県立精神保健福祉センター

電話番号（代表）：088-821-4966

【福岡県】

センター名：福岡県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：092-582-7500

【北九州市】

センター名：北九州市立精神保健福祉センター

電話番号（代表）：093-522-8729

【福岡市】

センター名：福岡市精神保健福祉センター

電話番号（代表）：092-737-8825

【佐賀県】

センター名：佐賀県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：0952-73-5060

【長崎県】

センター名：長崎こども・女性・障害者支援センター障害者支援部精神保健福祉課

電話番号（代表）：095-844-5132

【熊本県】

センター名：熊本県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：096-386-1255

【熊本市】

センター名：熊本市こころの健康センター

電話番号（代表）：096-362-8100

【大分県】

センター名：大分県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：097-541-5276

【宮崎県】

センター名：宮崎県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：0985-27-5663

【鹿児島県】

センター名：鹿児島県精神保健福祉センター

電話番号（代表）：099-218-4755

【沖縄県】

センター名：沖縄県立総合精神保健福祉センター

電話番号（代表）：098-888-1443

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

070

＜相談窓口名＞

# 法的トラブル解決のための総合案内所（法テラス）

＜支援の種類＞

サービス

＜相談内容、概要等＞

●全国の日本司法支援センター（法テラス）地方事務所や全国統一窓口である法テラス・サポートダイヤル等において、利用者から面談、電話等によって問い合わせを受け付け、その内容に応じて、法的トラブルの解決に役立つ法制度や適切な窓口を無料で案内しています。

また、「収入が一定額以下」などの条件を満たす方には、弁護士等による無料法律相談や弁護士費用等の立替え等の援助を行っています。

＜お問い合わせ＞

法テラス・サポートダイヤル（0570－078374(おなやみなし)）、法テラス各地方事務所

法テラスホームページ　http://www.houterasu.or.jp

法テラス携帯サイト　　http://www.houterasu.or.jp/k

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

234

＜制度の名称＞

# 法律相談等の窓口

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●法テラスでは、生活再建に必要な法律のほか、金銭、相続など民事に関する問題について、無料法律相談（被災者法律相談援助）を実施しています。対象となる要件は以下のとおりです。

①平成30年6月28日（平成30年7月豪雨発災日）において、災害救助法適用区域内に、住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民（又は我が国に住所を有し適法に在留する外国人）であること（法人は対象になりません。）。

②平成30年7月14日から平成31年6月27日までの間に被災者法律相談援助の申込みがなされていること（利用者が同期間内に援助申込書を提出していることが必要となります。）。

③民事法律扶助の趣旨に適すること。

・受付時間は9:00～17:00で、電話での事前予約が必要です。

・被災者法律相談援助では資力は問いません。

・刑事事件は対象になりません。

・1人の相談者に対する相談は、同一問題につき、一般法律相談援助及び特定援助対象者法律相談援助と合わせて、3回までとなります。

＜活用できる方＞

災害救助法適用区域内に、住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民

＜お問い合わせ＞

法テラス

電　　話：0120-078309（おなやみレスキュー）

受付日時：平日9時～21時、土曜9時～17時

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

071

＜相談窓口名＞

# 人権相談

＜支援の種類＞

サービス

＜相談内容、概要等＞

●差別や虐待、プライバシー侵害など、様々な人権問題について、法務局職員又は人権擁護委員が面談、電話又はインターネット（パソコン・携帯電話）で相談に応じます。相談は無料で、相談内容の秘密は厳守します。面談・電話による相談は平日午前８時３０分から午後５時１５分まで受け付けています。

＜お問い合わせ＞

●みんなの人権１１０番【全国共通人権相談ダイヤルです。】

０５７０－００３－１１０（全国共通・ナビダイヤル）

●子どもの人権１１０番【いじめ，虐待など子どもの人権問題に関する専用相談電話です。】

０１２０－００７－１１０（全国共通・フリーダイヤル）

●女性の人権ホットライン【セクシュアル・ハラスメント，ＤＶなど女性の人権問題に関する専用相談電話です。】

０５７０－０７０－８１０（全国共通・ナビダイヤル）

●インターネット人権相談受付窓口

（パソコン）　http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

（携帯電話）　<https://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

072

＜相談窓口名＞

# 行政苦情１１０番

＜支援の種類＞

サービス

＜相談内容、概要等＞

●国の行政全般について、皆様の苦情や意見・要望を受け付けます。

　また、「どんな支援策があるか知りたい」、「困っていることがあるが、どこに相談したらよいか分からない」など、被災者からの相談に応じるとともに、被災者に不足しがちな各種支援対策の情報を提供しています。

＜お問い合わせ＞

全国共通番号

０５７０－０９０１１０

（月～金 ８:３０～１７:００）

　※管区行政評価局、行政評価事務所によって受付終了時間が異なります。

　※夜間・土日祝日は留守番電話対応

　※最寄りの管区行政評価局・行政評価事務所につながります。一部のIP電話では利用できない場合があります。その場合は、管区行政評価局・行政評価事務所の電話番号におかけください。

《管区行政評価局及び行政評価事務所の所在地等一覧》

http://www.soumu.go.jp/main\_sosiki/hyouka/soudan\_n/kyokusyo\_madoguchi.html

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

073

＜制度の名称＞

# よりそいホットライン

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●「よりそいホットライン」は、生きにくさ、暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、適切な支援を迅速に受けられるための拠り所として、24時間365日、無料電話によって、相談者のどんな相談にも寄り添い、一緒に解決する方法を探します。

＜活用できる方＞

●生きにくさ、暮らしにくさを抱える人

＜お問い合わせ＞

０１２０－２７９－３３８

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

074

＜制度の名称＞

# ＮＨＫふれあいセンター

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●放送受信料に関するお問い合わせ

　・災害免除に関するお問い合わせ

　・住所変更等のご連絡

●ＮＨＫのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ

　https://www.nhk.or.jp/css/communication/callcenter.html

＜活用できる方＞

窓口にお問合せください。

＜お問い合わせ＞

（災害免除に関するお問い合わせ）

　０５７０－０７７０７７（９：００－２０：００ 年末年始を除く）

上記電話番号がご利用になれない場合は、

　　０５０－３７８６－５００３　（９：００－２０：００　年末年始を除く）

（住所変更等のご連絡）

　０１２０－１５１５１５（９：００－２０：００　年末年始を除く）

上記電話番号がご利用になれない場合は、

　０５０－３７８６－５００３（９：００－２０：００　年末年始を除く）

（ＮＨＫのテレビ、ラジオなど受信に関する技術的なお問い合わせ）

　０５７０－００３４３４（９：００－２０：００ 年末年始を除く）

上記電話番号がご利用になれない場合は、

東日本 ０５０－３７８６－５００５（北海道、東北、関東、甲信越、東海・北陸）

西日本 ０５０－３７８６－５００６（関西、中国、四国、九州）

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

075

＜制度の名称＞

# 消費者ホットライン

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●消費者ホットラインは、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在をご存知ない消費者の方に、地方自治体が設置している身近な消費生活相談窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。

http://www.caa.go.jp/region/shohisha\_hotline.html

＜活用できる方＞

消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在をご存知ない消費者の方

＜お問い合わせ＞

消費者ホットライン

　188

＜情報元＞

内閣府防災「被災者支援に関する各種制度の概要」

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/seido.html

＜ID＞

204

＜制度の名称＞

# 消費生活相談窓口

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●国民生活センターでは、平成30年７月豪雨の被災地域および被災者の方を対象として、 「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」を開設し、フリーダイヤル （通話料無料）で、消費生活に関する相談を受け付けています。

【相談受付時間】 10時～16時（土曜日曜祝日含む）

【相談特設番号】 フリーダイヤル：0120-7934-48

※ 050から始まるIP電話からはつながりません。

※ 「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」は、03-5793-4110でも受け付けており、 IP電話からもつながりますが、その際の通話料は相談される方の負担となりますので ご注意ください。

【相談例】

・ 「清掃に来ました」、「何か困っていることはありませんか」などと、公的機関やボラン ティアを装い、頼んだ後で法外な料金を請求する。

・ 豪雨で壊れた家屋の修理工事を「火災保険の保険金の額で行う」と言う業者が信用できない。

・ 住んでいるアパートが豪雨により雨漏りするようになり、修理しても直らない。このまま家賃を払わなければいけないか。

・ 訪問してきた工事業者に「大雨で屋根が壊れている。すぐに工事をしないとまた雨が降ったら雨漏りする」と言われた。

＜活用できる方＞

被災者の方

＜お問い合わせ＞

国民生活センター

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

230

＜制度の名称＞

# こころの悩みや健康に関する相談

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●こころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

＜活用できる方＞

被災者の方

＜お問い合わせ＞

・平成30年7月豪雨被災者のための心の相談ダイヤル　　0120-202-518

平日10:00～17:00

・平成30年7月豪雨被災者のための健康相談ダイヤル　　0120-401-281

月・水・金13:00～17:00

（祝日を除く）

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月6日付第8版」

http://www.soumu.go.jp/menu\_kyotsuu/important/kinkyu02\_000281.html

＜ID＞

231

＜制度の名称＞

# 子どもの相談窓口

＜支援の種類＞

サービス

＜制度の内容＞

●被災した子供を含め、悩みのある子供や保護者等が、いつでも相談機関に相談できるよう、夜間・休日を含めて 24 時間対応可能な相談窓口を設置しています（下記のダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続されます。）。

＜活用できる方＞

被災者の方

＜お問い合わせ＞

・【24 時間子供 SOS ダイヤル】：0120-0-78310（なやみ言おう）

＜情報元＞

総務省「平成30年7月豪雨災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドライン）平成30年8月11日付第9版」

<http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000281.html>